



銀行・証券

会計および財務報告アップデート

2017年12月22日

本資料に掲載されているのは一般的な情報のみであり、デロイトは、本資料により会計、ビジネス、金融、投資、法務、税務またはその他の専門的助言もしくはサービスを提供するものではありません。本資料はかかる専門的アドバイスまたはサービスに代替するものではなく、また貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定もしくは行為の基礎として利用されるべきではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。

デロイトは、本資料に依拠した利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします

本書において、「デロイト」とは、Deloitte LLP とは別個の子会社である Deloitte & Touche LLP, Deloitte Consulting LLP, Deloitte Tax LLP および Deloitte Financial Advisory Services LLP のことを指します。法的構成の詳細についてはwww.deloitte.com/us/aboutをご覧ください。保証業務を提供しているクライアントに対しては、規則や規制に基づき、特定のサービスを提供できない場合があります。

Copyright © 2017 Deloitte Development LLC. All rights reserved.

(日本語について)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社 およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人 および デロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Risk Services Co., Ltd.

目次

序文	iv
謝辞および連絡先	v
はじめに	vi
ガイダンスのアップデート	1
金融商品	2
リース	20
収益認識	23
事業結合	31
従業員株式ベースド支払に関する会計処理の改善	35
制限付預金	38
付録	39
付録A — 2017年に発効した会計基準の要約	40
付録B — FASBのプロジェクトの現在の状況	43
付録C — 基準書その他の公表物の一覧	46
付録D — 略語	50

序文

2017年12月22日

銀行・証券セクターにおけるデロイトのクライアント、同胞の皆様へ

2017年版のデロイトの「銀行・証券—会計および財務報告アップデート」をお届けできることを喜ばしく思います。本出版物において考察されているトピックは、銀行・証券セクターの事業者にとって特に興味深いものとなり得ることから選定されたものです。

2017年に起こったいくつかの注目すべき基準設定の進展には、(1)金融商品に係る信用損失の測定に関するガイダンスに関連した特定の導入の論点についてのTRGの議論、(2)ヘッジ会計の的を絞った改善の発行、ならびに(3)収益認識およびリースに関する新基準の導入に関する論点に対する様々な基準設定主体による継続的な取組み、があります。

本出版物において、「ガイダンスのアップデート」のセクションでは、銀行や証券会社が今から準備を始める必要のある会計および報告基準の変更を取り上げます。また、2017年版には以下の付録も含まれています。(1)2017暦年に発効した特定のASUを一覧にした付録A、(2)特定の進行中のFASBの基準設定プロジェクトの現状および次のステップを要約した付録B、(3)本出版物で言及した基準書およびその他の公表物の題名を一覧にした付録C、および(4)使用した略語を定義する付録Dです。

2017年の保険、資産運用および不動産・建設セクターの会計および財務報告のアップデートは、[US GAAP Plus](#)および[Deloitte Accounting Research Tool](#)から入手することができます(または近日入手できるようになります)。

さらなる情報やサポートについては、いつものように貴社担当のデロイト・オフィスまでご連絡ください。



ケニー・M・スミス
(Kenny M. Smith)
副議長、
米国金融サービスインダストリー・リーダー
デロイトLLP



スーザン・L・フレッシュアワー
(Susan L. Freshour)
金融サービスインダストリー・プロフェッショナル・
プラクティス・ディレクター
デロイト&トウシュLLP

謝辞および連絡先

本出版物に貢献してくれた次の方々に謝意を表します。

Teri Asarito
James Barker
Mark Bolton
David Brown
Ashley Carpenter
Emily Childs
Mark Crowley
Amy Davidson

Jamie Davis
Geri Driscoll
David Eisenberg
Casey Fersch
David Frangione
Emily Hache
Chase Hodges
Jonathan Howard

Sandie Kim
Michelle Lacey
Michael Lorenzo
Jake Manning
Kenjiro Matsuo
Morgan Miles
Adrian Mills
Jeanine Pagliaro

Shahid Shah
Lindsey Simpson
Curt Weller
Hayley Wilden
Andrew Winters
Elena Zak
Sandy Zapata

本出版物に関して、何かご質問等ございましたら、次のデロイト業界専門家までご連絡ください。

Kenny M. Smith
Vice Chairman, U.S. Financial Services
Industry Leader
+1 415 783 6148
kesmith@deloitte.com

Larry Rosenberg
Audit Industry Leader — Securities
+1 212 436 4869
lrosenberg@deloitte.com

Troy Vollertsen
Audit Industry Leader — Banking
+1 703 885 6356
tvollertsen@deloitte.com

Tim Vintzel
Securities Industry
Professional Practice Director
+1 973 602 5148
tvintzel@deloitte.com

George Simeone
Audit Industry Leader — Financial Services
+1 212 436 4822
gsimeone@deloitte.com

Tom Robinson
Banking Industry
Professional Practice Director
+1 313 396 3900
torobinson@deloitte.com

Susan L. Freshour
Financial Services Industry
Professional Practice Director
+1 212 436 4814
sfreshour@deloitte.com

はじめに

2017年は、力強い市場の実績および連邦準備制度理事会が引き続きフェデラルファンド金利の引き上げに注目していることが示すように、今日まで強固な成長を見せています。銀行・証券会社は引き続き、費用を管理しつつ業界規制の遵守に注力しています。

経済環境

現在の政治環境により課される規制レベルに変更が生じる可能性があります。銀行・証券業界は、訴訟のコストや複雑性、そして内外の規制上の要求の増大の影響を受け続けています。また、住宅用、商業用、および消費者向けローンは、前年度に比べて緩やかなペースではあるものの増加し続けています。

財務報告の動向

金融商品に係る信用損失の測定に関する新しいガイダンス

数年にわたる検討と複数の公開草案を経て、FASBは金融商品に係る信用損失の測定に関するASU 2016-13を発行しました。本ASUは、米国会計基準に現在予想信用損失(CECL)モデルを導入しています。このCECLモデルは、金融商品の存続期間にわたって予想される損失をすべて計上することを事業体に要求しています。本ASUは予想信用損失を測定する特定の方法を提供していません。この原則ベースのガイダンスは、個々の金融機関が予想信用損失を反映するために独自の計算を開発することを認め、一定の実務的簡便法を許容しています。また、本ASUは、特定の売却可能(AFS)負債証券について、現行のASC 320の一時的でない減損モデルから「一時的でない」という概念を削除して、一定の改善を行っています。¹

2017年に、FASBおよび信用損失に関する移行リソース・グループ(TRG)は、導入に関する複数の論点に対応しました。それら論点には、(1)CECLモデルにおける実効金利(EIR)の算定方法、(2)ASC 325-40のもとで会計処理される受益持分に係る、信用状態が悪化した購入金融資産(PCD資産)に関するガイダンスの範囲、(3)ASC 310-30のもとでの購入した信用減損資産のプールに対する移行ガイダンスの適用、(4)CECLモデルのもとでの問題の生じた債務の再編(TDR)の会計処理、および(5)CECLモデルに基づくクレジットカード債権の存続期間の見積りが含まれます。TRGは導入期間を通じて引き続き、必要に応じた対応を行う予定です。

ASU 2016-13は、米国会計基準上のSEC登録会社の定義を充足する公開ビジネス事業体(PBE)については、2019年12月15日より後に開始する事業年度(かかる事業年度の期中期間を含む)より発効します。また、米国会計基準上のSEC登録会社の定義を充足しないPBEについては、2020年12月15日より後に開始する事業年度(かかる事業年度の期中期間を含む)より発効します。その他のすべての事業体については、2020年12月15日より後に開始する事業年度および2021年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間より発効します。早期適用は、2018年12月15日より後に開始する事業年度(かかる事業年度の期中報告を含む)より認められます。

¹ この改訂は、償却原価基準額の回復より前に事業体が売却する意図を有する、または売却を要求される可能性の方が高いAFS負債証券には適用されません。償却原価基準額の回復より前に売却する意図を有する、または売却を要求される可能性の方が高い場合、事業体は、現行の米国会計基準に基づいて要求されるように、当該負債証券の償却原価を公正価値まで評価減することになります。

ヘッジ活動に関する会計処理の的を絞った改善

2017年8月、FASBはASC 815におけるヘッジ会計の認識および表示の要求を変更するASU 2017-12を発行しました。本ASUの発行におけるFASBの目的は、(1)事業体のヘッジ関係に係る財務報告をリスク管理活動に一層整合させることにより、財務諸表利用者に伝達する当該リスク管理活動に関する情報の透明性および理解可能性を高めること、(2)財務諸表作成者のヘッジ会計の複雑性を低減し、適用の簡素化を図ることにあります。

PBEについては、本ASUは2018年12月15日より後に開始する事業年度(かかる事業年度の期中期間を含む)より発効します。その他すべての事業体については、本ASUは、2019年12月15日より後に開始する事業年度および2020年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間より発効します。すべての事業体は、当該新ガイダンスを本ASU発行後のすべての期中および年次期間に早期適用することが認められます。

新しい収益認識基準

2014年に、FASBおよびIASBは、顧客との契約から生じる収益の認識に関する新たなガイダンス(それぞれ、ASU 2014-09およびIFRS第15号)〔「新基準」〕を発行しました。FASBは2015年、2016年および2017年を通じてこのガイダンスを変更しました。例えば2015年には、利害関係者からの要請、ならびに主たる財務諸表の利用者および作成者からの継続的なフィードバックに対応して、FASBは、すべての事業体について当該新収益基準の導入を1年延期し限定的な早期適用を認めるASU 2015-14を発行しました。PBE、特定の非営利事業体および特定の従業員給付制度については、当該新基準は2017年12月15日より後に開始する年次報告期間より発効します。非公開事業体については、当該基準は2018年12月15日より後に開始する年次報告期間より発効します。

2016年および2017年に、FASBは、新しい収益基準におけるガイダンスを精緻化する数々のASUを公表しました。これには、収益を総額と純額のどちらで報告するかの特有の、本人か代理人かの検討に対応するASU 2016-08および資産の認識中止のガイダンスの適用範囲および非金融資産の部分的売却の会計処理を明確化するASU 2017-05が含まれています。収益認識に関するTRGは、新しい収益基準の導入に関連する活動について、話し合いを継続するでしょう。

追加情報

業界の論点およびトレンドに関するさらなる情報については、デロイトの「2017 Financial Services Industry Outlooks」をご参照ください。

ガイドランスのアップデート

金融商品

信用損失

背景

2016年6月に、FASBは金融商品の減損に関するガイダンスを改訂するASU 2016-13¹を発行しました。本ASUは、発生損失ではなく予想損失に基づく減損モデル(現在予想信用損失(CECL)モデルとして知られる)を米国会計基準に加えました。新たなガイダンスのもとでは、事業体は予想信用損失の見積額を引当金として認識します。当該引当金は、(1)関連する資産の償却原価の控除項目(オンバランス・エクスポージャーの場合)、または(2)別個の負債(オフバランス・エクスポージャーの場合)として表示します。つまり、金融商品の全期間にわたる予想信用損失の見積額を開始時(すなわち、初日)に認識することになります。

移行リソースグループ

2015年後半に、FASBは信用損失に関する移行リソース・グループ(TRG)を設置しました。新たな収益認識基準に関するTRGと同様に、信用損失TRGはガイダンスを発行しませんが、潜在的な導入問題に関してFASBにフィードバックを提供しています。このような問題を分析討議することにより、TRGはFASBがさらなる措置(例えば、明確化や追加ガイダンスの発行)を講じる必要があるかどうか決定するのを助けています。

信用損失TRGは、2017年6月12日の会議でASU 2016-13に関する以下のトピックについて討議を行いました。

- CECLモデルにおけるEIRの算定
 - **導入上の論点** — 利害関係者は、事業体が予想キャッシュ・フローの割引にあたりCECLのガイダンスに従い割引キャッシュ・フロー(DCF)法を適用する場合、ASC 310-20に基づき利息収益の認識に適用するEIRと同一の利率を用いるべきかについて質問を提示しています。
 - **結果** — TRGは、事業体がCECLのガイダンスに基づきDCF法を適用する場合、期限前償還調整後(prepayment-adjusted)のEIRの適用を会計方針の選択により可能とすべきことについて大筋で合意しました。また、事業体は、この会計方針の選択をASCのマスター用語集で定義されている「金融債権の種類(class of financing receivable)」ごとに行うこと、および当該会計方針の選択の際には期限前償還に関する予想の変化に応じて期限前償還調整後EIRを定期的に見直すことが必要となります。
- ASC 325-40に従い会計処理する受益持分にPCD資産に関するガイダンスを適用する範囲
 - **導入上の論点** — 購入または保持する受益持分のうち、(1)ASC 325-40の範囲に含まれ、かつ(2)AFSまたは満期保有に分類されるものについて、ASU 2016-13では、当該受益持分がPCD資産の定義を満たすか、またはその契約上のキャッシュ・フローと予想キャッシュ・フローとの間に大幅な乖離がある場合には、PCD資産の測定方法と同一の方法で減損引当金を測定する必要があると規定しています。利害関係者は、ASC 325-40の受益持分にPCD資産のガイダンスを適用する範囲について導入上の疑問を有しており、例えば、(1)ASC 325-40-30-1A(a)における「契約上のキャッシュ・フロー」の意味、および(2)期限前償還に関する予想を当該契約上のキャッシュ・フローに含めることの可否について質問を提示しています。

¹ ASU 2016-13に関する追加情報については、デロイトの2016年6月17日付[Heads Up](#)をご覧ください。

- **結果** — TRGは、有価証券の契約上のキャッシュ・フローが特定されない場合には原資産の契約上のキャッシュ・フローをルック・スルーすること、および当該証券をPCD資産とみなすべきかの判断に際しては期限前償還に関する見積りを含めることについて大筋で合意しました。また、このアプローチでは信用リスクを適切に分離することで一致しました。さらにTRGは、当初の引当額には信用に関する要素のみを反映させる(期限前償還に関する見積りは反映させない)ことでも大筋で合意しました。
- ASC 310-30に基づく購入信用減損資産プールへの移行ガイダンスの適用:
 - **導入上の論点** — ASU 2016-13の移行ガイダンスでは、事業体がASC 310-30に従い引き続き貸出金プールの会計処理を行う選択を認める一方、貸出金プールにASC 310-30のガイダンスを継続して適用可能な範囲については明確ではありません。利害関係者は、ASC 310-30の範囲に含まれる購入信用減損資産プールに関する移行ガイダンスの適用に関して導入上の疑問を有しており、例えば(1)ASC 326-10-65-1により移行期に事業体に与えられるFASBが意図する軽減の程度(同ASCは「事業体は、適用時に、貸出金プールをサブピック310-30に従い引き続き会計処理する選択が認められる。」と規定)、および(2)当該選択が認められるのは移行時のみか、その後の期間でも認められるかについて質問を提示しています。
 - **結果** — TRGは、ASC 310-30の移行ガイダンスを適用時、または適用時とその後の期間のいずれの時点で適用するかを会社の方針として選択可能とすることが利害関係者の疑問に答えることになることと大筋で確認しています。すなわち、事業体は、既存のプールについてASC 310-30に従い引き続き会計処理することを適用時のみ、または当該ASU適用後も継続して当該処理を維持するかのいずれかの選択肢を有することになります。
- CECLモデルにおけるTDRの会計処理
 - **導入上の論点** — ASU 2016-13では、事業体に、合理的に予想される借手に対するTDRを予測し、予想信用損失の見積りに含めることを要求しています。具体的には、ASC 326-20-30-6では、「事業体は、報告日現在、借手に対して[TDR]を行う合理的予想がない限り、期限延長、更新および修正の予想に関して契約期間の延長を行ってはならない。」と規定しています。このガイダンスを前提に、利害関係者は、予想信用損失の見積りに際し考慮すべきTDRの内容(例えば、契約期間の延長、金利減免による譲歩)、当該見積りにあたりTDRを考慮すべき時期および方法、ならびに合理的に予想されるTDRをポートフォリオごとまたは個別の金融資産レベルのいずれで検討すべきかについて質問を提示しています。
 - **結果** — TRGは、事業体がASU 2016-13に基づき信用損失を見積る際に合理的に予想されるTDRを適切に考慮する方法について、意見が分かれました。このため、FASBスタッフは、後日TDRと予想信用損失の相互関係について追加の分析を実施し、2017年9月6日開催の審議会の会合でFASBに報告を行いました。当該会合において、FASBは、貸手がTDRを認識すべき時期および再編の影響額の測定方法について明確化しました。具体的には、TDRに関するASUのガイダンスの意図は、TDRで与えられた経済的譲歩の認識時期を、TDRが実行される時点(現行の米国会計基準の要求)からTDRが合理的に予想される時点へと早めることにあると言及しました。このため、個別の資産につきTDRが合理的に予想されることが明確に識別可能となった時点で、TDRに関するすべての影響を予想信用損失引当金に含めることが必要となります。

また、FASBは、TDRで与えられた経済的譲歩の内容によっては、予想信用損失引当金に経済的譲歩の影響が含まれない場合があることを確認しました。例えば、事業体が予想信用損失引当金を元本のみ損失率アプローチ (principal-only loss rate approach) により測定している場合には、金利減免による譲歩の影響は含まれないことがあります。ASU 2016-13では、事業体にTDR関するすべての影響を予想信用損失引当金に含めることを要求しているため、FASBは、TDRにDCF法でのみ測定可能な譲歩(例えば、金利または期限に関する譲歩)が含まれる場合には、DCF法を用いる必要があると言及しました。

これらの明確化については、TRG Memo 6A(2017年6月12日開催のTRG会議の要約資料の添付書類)に記載されています。

- CECLモデルに基づくクレジットカード債権の存続期間の見積り

- 導入上の論点 — ASU 2016-13では、事業体に、金融資産に係る貸倒引当金の算定は、測定日時点で存在する金融資産の予想信用損失に関する経営者の最新の見積りを基に行うことを要求しています。予想信用損失の見積りに使用する方法を問わず、事業体は、金融資産の存続期間にわたり回収(または回収不能)が見込まれる全額を慎重に検討する必要があります。利害関係者は、クレジットカード・ローンの取決めが繰り返される性質を踏まえ、クレジットカード発行者が予想信用損失の見積りを行う際のクレジットカード口座残高の存続期間の算定方法について質問を提示しています。

また、CECLモデルでは、引当金に「無条件に取消可能なローン・コミットメント」に係る予想信用損失を含めることはできません。クレジットカード与信枠は無条件に取消可能であるため、将来の引出に係る予想損失は当該金額が引き出されるまでは発生しないこととなります。このため、一部の利害関係者は、測定日における債権の回収期間をモデル化する際に、事業体は測定日現在で引き出されているコミットメントについてのみ顧客の予想支払額を適用すべきと考えています。すなわち、事業体は、無条件に取消可能な将来の引出に関する影響については考慮せずに、クレジットカード債権の存続期間を見積ることとなります。

- 結果 — TRGは、当該ASUに基づき測定日後に回収が予想される元本支払額の充当を適切に考慮する方法について意見が分かれました。このため、FASBスタッフは、後日追加の分析を実施し、2017年10月4日開催の審議会の会合でFASBに報告を行いました。当該会合において、FASBは、クレジットカード債権の将来の予想支払見込額の算定にあたり事業体が適用し得る2つの方法について議論し、合意しました。当該方法とは、(1)「借手から回収が見込まれる支払額の全額を含める」方法、または(2)「借手から回収が見込まれる支払額の一部のみを含める」方法です²。

FASBは、予想信用損失の見積りを行う適切な手法の開発に際して本ASUのもとで事業体が有する柔軟性について議論しました。FASBは、将来支払額の見積りにあたりいずれの手法も適用可能であり、事業体は選択した手法を類似の事実および状況については一貫して適用する必要があることを明確化するとともに、将来支払額の見積りに他の手法も適用可能であることを確認しました。さらにFASBは、事業体が将来予想支払額の見積りに用いる適切な方法の判断は、将来支払額をクレジットカード残高に割り当てる方法の判断とは別であることにも言及しました。

これらの明確化については、TRG Memo 6B(2017年6月12日開催のTRG会議の要約資料の添付書類)に記載されています。

² FASBのウェブサイト上のtentative Board decisionsから引用

2017年6月12日開催のTRG会議で議論されたトピックに関するさらなる情報については、[TRG Memo 6](#)およびデロイトの2017年6月[TRG Snapshot](#)をご覧ください。

次のステップ

FASBIは、2017年10月4日開催の会合において、TRGに提出された検討すべき追加の質問はないと述べています。

その他の進展

諸当局共同FAQ

2016年6月17日、連邦準備制度理事会、連邦預金保険公社、全国信用組合機構、および通貨監督庁(OCC) (以下総称して「諸当局」という)は、[共同声明](#)を公表しました。これは、ASU 2016-13の要点の要約と、測定手法、ベンダーの利用、ポートフォリオの区分、データの必要性、定性的調整、および引当金プロセスに関する最初の監督的見解を提供するものです。その後、諸当局は、機関や調査官に資するFAQの開発を行っており、今後も定期的に追加または更新後のFAQを公表する予定です。現在の[FAQ](#) (最終更新: 2017年9月)は、OCCのウェブサイトでご覧可能です。

進行中の議論

業界団体、会計事務所、基準設定主体、および規制当局は、ASU 2016-13の導入に関する論点について議論を進めており、これには(1)潜在的に信用損失がゼロである金融商品の識別、(2)損失回復期間(すなわち、「合理的かつ立証可能な」期間後)に関する適切な貸倒実績情報の判断、(3)独立の保険契約の回収に関する会計処理、および(4)信用損失の見積りにおける後発事象の検討が含まれます。我々は、これらの議論の進捗を引き続きモニターし、最新情報を適宜提供します。

分類および測定

背景

[ASU 2016-01](#)は、金融商品の分類および測定に関するガイダンスを改訂しました。当該改訂は以下に関連する変更を含んでいます。

- 持分投資の会計処理(持分法で会計処理されるものまたは連結されるものを除く)
- 公正価値オプションが選択されている金融負債に係る商品固有の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動の認識
- AFS負債証券に関連する繰延税金資産(DTA)に関する評価性引当金の決定
- 金融資産および金融負債に係る開示要求

PBEについては、新基準は2017年12月15日より後に開始する事業年度(その期中期間を含む)より発効します。その他のすべての事業体については、新基準は2018年12月15日より後に開始する事業年度および2019年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間より発効します。すべての事業体について、当該基準における規定の一部の早期適用が認められます。非PBEは、PBEに係る発効日に従って当該基準を適用することが認められます。ASU 2016-01に関するさらなる情報については、デロイトの2016年1月12日付[Heads Up](#)をご覧ください。

持分投資の分類および測定

当該改訂は、持分投資が持分法で会計処理されているかまたは連結されている場合を除き、事業体が持分証券へのすべての投資を公正価値で計上し、公正価値の変動を損益を通じて計上することを要求しています。容易に決定可能な公正価値を持たない持分投資については、当該ガイダンスは測定の代替法を認めており、これに基づく持分投資は、(該当する場合)減損損失控除後の原価に、秩序ある取引における観察可能な価格の変動を加減した金額で測定されます。投資会社またはブローカー・ディーラーまたは退職後給付制度である報告事業体は、この測定の代替法を利用することができません。

容易に決定可能な公正価値を持たない持分投資に関する測定の代替法を選択した事業体は、ASC 321-10-35-3に述べられている指標を定性的に考慮することにより持分投資が減損しているかどうかを評価することが要求されます。定性的な評価に基づき持分投資が減損している場合、事業体は帳簿価額が公正価値を超過する金額に相当する減損を計上することを要求されます。事業体はかかる減損が一時的でないものかどうかを評価することを要求されなくなりました。



Connecting the Dots

現行の米国会計基準では、持分法投資または投資先の連結の結果となるもの以外の、市場性ある持分証券は、(1)トレーディング目的(公正価値の変動が損益に認識される)または(2)AFS(公正価値の変動がその他の包括利益(OCI)に認識される)のいずれかで分類されます。公正価値が通常容易に決定できない市場性のない持分証券は、公正価値オプションが選択される場合を除き、原価(減損控除後)で測定されます。新ガイダンスのもとでは、持分証券はもはやAFSとして会計処理されないため、そのような投資を保有している事業体は利益に著しい変動が生じます。公正価値を容易に決定できない投資に対する測定の代替法を適用すればこのような利益の変動を軽減することができるかもしれませんが、この例外をブローカー・ディーラーは利用することができません。

商品固有の信用リスクの変動に起因する負債の公正価値の変動

公正価値オプションが選択されている金融負債(デリバティブ商品を除く)について、当該改訂は、商品固有の信用リスクに関連する公正価値の変動を、事業体がOCIにおいて個別に認識することを要求しています。当該ガイダンスは、公正価値の変動合計のうち基礎的な市場リスク(無リスク金利など)の変動により生じる金額を超過する部分は商品固有の信用リスクに起因している可能性があるとしていますが、同時に事業体が商品固有の信用リスクの決定に用いることのできるその他の手法もあり得ると認めています。

AFS負債証券に関連する繰延税金資産(DTA)に対する評価性引当金

新ガイダンスは、AFSとして分類された負債証券に関連するDTAに対する評価性引当金の必要性の評価に関する実務上の多様性を排除しています。現行の米国会計基準では、事業体は、他のDTAとは別個に、またはそれらと合算して、のいずれかにより実施することが可能です。新ガイダンスは、事業体が「事業体の他の[DTA]と合算して、[AFS]証券に関連する[DTA]に対する評価性引当金の必要性を評価」しなければならないことを明確化しています。

開示要求の変更

非公開ビジネス事業体について、当該改訂は、償却原価で測定される金融商品の公正価値を開示する要求を廃止しています。加えて、PBEは、かかる金融商品について、(1)公正価値の見積りに用いた手法および重要な仮定に関連する情報、または(2)公正価値の見積りに用いた手法および重要な仮定の変更の内容を開示することを要求されません。また当該ガイダンスは、開示の目的においてローンの公正価値の見積りに係る「入口」価格の概念を認めるものと解釈されていたASC 825の要求を廃止することにより、米国会計基準を明確化しています。当該改訂は、PBEがASC 820の出口価格の概念に従って公正価値を開示することを要求しています。加えて、すべての事業体は、(1)測定カテゴリー(すなわち、償却原価または公正価値—純利益またはOCI)別、および(2)金融資産の形態(すなわち、有価証券とローン/受取債権)別に分類されたすべての金融資産および金融負債を、財政状態計算書に個別に表示するか、または財務諸表の注記において個別に開示することを要求されます。

改訂案

2017年9月27日、FASBは利害関係者からのフィードバックを受けて、ASU 2016-01のテクニカルな訂正および改善に関するASU案を公表しました。本ASU案に対するコメントの期限は、2017年11月13日でした。

本改訂案では、ASU 2016-01の一部を以下の通り明確化しています。

- **公正価値を容易に決定できない持分証券** — 本ASU案では、持分証券の測定に測定の代替法を選択している事業体が当該選択を変更し、代わりに当該証券を公正価値で測定することを選択できる旨を明確化しています。なお、この選択を行った場合、当該証券と同種のその他の証券にも適用されます。

また、本ASU案では、ASC 321-10-55-9(ASU 2016-01により追加)のガイダンスも明確化しており、当該ガイダンスでは、公正価値を容易に決定できない有価証券に測定の代替法を適用する場合、事業体は観察可能な取引との調整を行い、当該証券の現在の公正価値を反映させる必要があるとしています。具体的には、本ASU案では、観察可能な取引が行われた日(当報告日ではなく)現在の当該証券の公正価値を反映させるように当該調整を行う必要があることを明確化しています。

- **先渡契約および買建オプション** — 本ASU案では、持分証券に係る先渡契約および買建オプションの原証券について観察可能な価格の変動または減損が生じた場合、当該先渡契約および買建オプション全体の公正価値の再測定が必要となることを明確化しています。
- **公正価値オプションにより測定する一定の負債に関する表示の要求** — 本ASU案では、ASC 815-15またはASC 825-10のいずれかに基づき公正価値オプションを選択した場合には、商品固有のリスク(上記セクション「**商品固有の信用リスクの変動に起因する負債の公正価値の変動**」を参照)の開示について、ASC 825-10-45-5(ASU 2016-01により追加)のガイダンスの適用が必要となることを明確化しています。
- **外貨建負債の測定のための公正価値オプションの選択** — 本ASU案では、事業体が機能通貨以外の通貨建ての金融負債の測定に公正価値オプションを選択する場合、(1)当該負債の公正価値の変動額のうち商品固有の信用リスクの変動に起因する部分を、当該金融負債の公正価値の変動合計額と別個に表示する際に、まず当該信用リスクの変動に起因する部分を当該機能通貨以外の通貨で測定し、(2)次に、当該負債の公正価値の変動額の両部分を期間末の直物レートにより機能通貨建てに再測定する必要があることを明確化しています。

- 公正価値を容易に決定できない持分証券に関する移行ガイダンス — ASU 2016-01では、公正価値を容易に決定できない持分証券に関する本改訂は、将来に向かって適用されなければならないとしています。本ASU案では、このASU 2016-01の将来に向かって適用するアプローチは、公正価値を容易に決定できない持分証券のうち測定の代替法を選択したものについてのみ適用すべき旨を明確化しています。

ヘッジ

背景

2017年8月28日に、FASBは、ASC 815のヘッジ会計の認識および表示に関する要求を改訂するASU 2017-12を発行しました。本ASUの発行におけるFASBの目的は、(1)事業体のヘッジ関係に係る財務報告をリスク管理活動に一層整合させることにより、財務諸表利用者に伝達する当該リスク管理活動に関する情報の透明性および理解可能性を高めること、(2)財務諸表作成者のヘッジ会計の複雑性を低減し、適用の簡素化を図ることにあります。

本ASUは、PBEについては、2018年12月15日より後に開始する事業年度およびその期中期間より発効します。その他のすべての事業体については、本ASUは、2019年12月15日より後に開始する事業年度および2020年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間より発効します。

事業体は、本ASU発行後の期中期間および年次期間において、この新ガイダンスを早期適用することが認められます。本ガイダンスを期中期間に早期適用する事業体は、当該期中期間を含む事業年度の期首現在で移行時調整を計上しなければなりません。

ASU 2017-12に関するさらなる情報については、デロイトの2017年8月30日付 [Heads Up](#) をご参照ください。

ヘッジ会計モデルの主な変更

ASU 2017-12は、ヘッジ会計モデルに複数の改善を行っており、これには以下に概略を示すものが含まれます。

毎期ヘッジ非有効部分を区分して認識するという概念の廃止

ASU 2017-12は、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび純投資ヘッジに関して毎期ヘッジ非有効部分を区分して認識するという概念を廃止します(ただし、公正価値ヘッジの経済的非有効部分は、当期の損益に引き続き計上することになります)。FASBは、ヘッジ関係の有効部分と非有効部分の両方の影響額を同一の会計期間に同一の損益計算書科目³に計上することを事業体に要求することで、事業体のリスク管理活動および財務諸表に対するその影響について、財務諸表利用者に対する透明性を高めると考えています。

³ ヘッジ手段の公正価値の変動は、ヘッジ対象の価値変動が複数の損益計算書科目に影響する場合に、複数の損益計算書科目に表示される可能性があることにご留意ください。

この論拠に基づき、ヘッジ関係の有効性の評価から除外されるヘッジ手段の公正価値の変動部分であってもヘッジ関係の一部とみなされ、ヘッジ対象の損益への影響を表示する科目と同一の損益計算書科目に認識しなければなりません(純投資ヘッジの有効性の評価から除外される金額を除きます)。しかしながら、ASU 2017-12におけるガイダンスの基礎を形成したASU案と異なり、FASBは、キャッシュ・フロー・ヘッジにおける「実現しなかった予想(missed forecast)」に関して表示を規定する必要はないと決定しました。したがって、ヘッジ対象の予定取引が発生しない可能性が高いと最終的に判断した事業体は、当該ヘッジ関係に関して、その他の包括利益累計額(AOCI)から振り替えた金額を予定取引による影響を受けたであろう科目と同一の損益計算書科目に計上することは要求されません。

ヘッジ有効性の評価から除外する構成要素

ASU 2017-12は、事業体がヘッジ有効性の評価からオプションの時間価値またはその一部およびフォワード・ポイントを除外することを引き続き認めています。本ASUはまた、事業体がヘッジ有効性の評価からクロスカレンシー・ベース・スプレッドに起因する通貨スワップの公正価値の変動の部分を除外することも認めています。

公正価値、キャッシュ・フローおよび純投資ヘッジの除外した構成要素について、本ASUに基づく基本の認識モデルは償却アプローチです。事業体は除外した構成要素の公正価値の変動を当期の損益に計上することを選択できますが、そのような選択は類似するヘッジに一貫して適用する必要があります。

本ASUの償却アプローチに基づき、事業体は、ヘッジ有効性の評価から除外した構成要素の当初価値を「規則正しくかつ合理的な方法(systematic and rational method)」を用いてヘッジ手段の存続期間にわたり損益への修正として認識します。各会計期間において、事業体は、(1)除外した構成要素の公正価値の変動と、(2)規則正しくかつ合理的な方法で損益に認識した金額との差額をOCI(または、純投資ヘッジについてはOCIの累積的換算調整(CTA)の部分)に認識します。

ヘッジ手段およびヘッジ対象の公正価値の変動

以下の表は、ASU 2017-12において更新されたヘッジ会計および表示モデルのもとでのヘッジ手段および関連するヘッジ対象に関する認識および表示の要求を要約しています。

	ヘッジ有効性の評価に 含めるヘッジ手段の 構成要素		ヘッジ有効性の評価から 除外するヘッジ手段の 構成要素		ヘッジ対象
	公正価値の 変動を 当初計上する 場所	ヘッジ対象が 損益に影響を 与えるとき	規則正しく かつ合理的な 償却方法	時価評価 アプローチ	
公正価値ヘッジ					
認識	損益計算書	該当なし	当初価値の 償却－ 損益計算書 除外した構成要素の公正価値の変動と、規則正しくかつ合理的な方法で損益に認識した金額との差額をOCIに計上	損益計算書	ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動は全額、ヘッジ対象の帳簿価額の修正として当期の利益／損失に計上する
表示	ヘッジ対象の損益への影響を表示する科目と同一の損益計算書科目	該当なし	ヘッジ対象の損益への影響を表示する科目と同一の損益計算書科目	ヘッジ対象の損益への影響を表示する科目と同一の損益計算書科目	

(表の続き)

	ヘッジ有効性の評価に 含めるヘッジ手段の 構成要素		ヘッジ有効性の評価から 除外するヘッジ手段の 構成要素		ヘッジ対象
	公正価値の 変動を 当初計上する 場所	ヘッジ対象が 損益に影響を 与えるとき	規則正しく かつ合理的な 償却方法	時価評価 アプローチ	
キャッシュ・フロー・ヘッジ					
認識	OCI	損益計算書	当初価値の 償却－ 損益計算書 除外した構成要 素の公正価値の 変動と、規則正 しくかつ合理的 な方法で損益に 認識した金額と の差額をOCIに 計上	損益計算書	ヘッジ対象が損益 に影響を与えると きにAOCIから金額 を振り替え、ヘッジ 対象の損益への影 響を表示する科目 と同一の損益計算 書科目に表示する
表示	OCI/AOCI (貸借対照表)	ヘッジ対象の損 益への影響を表 示する科目と 同一の損益計 算書科目(実現 しなかった予想 について、損益 計算書の表示 は規定されてい ない)	ヘッジ対象の損 益への影響を表 示する科目と同 一の損益計算書 科目	ヘッジ対象の損 益への影響を表 示する科目と同 一の損益計算書 科目	

(表の続き)

	ヘッジ有効性の評価に 含めるヘッジ手段の 構成要素		ヘッジ有効性の評価から 除外するヘッジ手段の 構成要素		ヘッジ対象
	公正価値の 変動を 当初計上する 場所	ヘッジ対象が 損益に影響を 与えるとき	規則正しく かつ合理的な 償却方法	時価評価 アプローチ	
純投資ヘッジ					
認識	OCI(CTA)	損益計算書	当初価値の 償却－ 損益計算書	損益計算書	
			除外した構成要素の公正価値の変動と、規則正しくかつ合理的な方法で損益に認識した金額との差額をOCI(CTA)に計上		ヘッジ対象の純投資が損益に影響を与えるとき(すなわち、売却または清算時)、CTAから金額を振り替え、純投資の損益への影響を表示する科目と同一の損益計算書科目(例えば、投資の売却に係る損益)に表示する
表示	OCI/AOCI(CTA)	ヘッジ対象の損益への影響を表示する科目と同一の損益計算書科目(例えば、投資の売却に係る損益)	損益計算書の表示は規定されていない	損益計算書の表示は規定されていない	

ヘッジ有効性の評価および文書化に関する要求一

ヘッジ有効性の定量的評価対定性的評価

ASU 2017-12は、ヘッジ有効性について、(金額相殺テストまたは回帰分析等の統計的手法のいずれかを使用して)当初の将来に向かっての定量的評価の実施を事業体に要求しています。ただし、ヘッジ関係が、ヘッジが完全に有効であるとの推定が認められる実務的簡便法(例えば、ショートカット法やクリティカル・ターム・マッチ法など)のいずれかの適用要件を満たす場合を除きます。事業体は、この当初の将来に向かっての評価を、ヘッジの指定後、通常は、四半期ごとのヘッジ有効性の最初の評価日まで、ヘッジ開始時に入手可能な情報を使用して完了することができます。

さらに、(1)事業体によるヘッジ関係の当初の将来に向かっての定量的評価が極めて有効に相殺することを示し、かつ(2)事業体がヘッジ開始時に「その後の期間において定性的に高い有効性が見込まれることを合理的に裏付ける」ことができる場合に、その後の遡及的および将来に向かっての定性的な有効性評価の実施を選択することができます。これを実施するために、ヘッジ開始時に作成するヘッジの文書化において、事業体は、(1)定性的評価をどのように実施する予定かを特定し、(2)ヘッジ関係の変更の事実および状況の変化に基づき、その後の定量的評価が必要であると判断した場合に、事業体を使用する代替的な定量的評価の方法を文書化しなければなりません。事業体はヘッジごとにこの選択を行うことが可能です。

定性的評価の実施を最初に選択した後、事業体は、「財務諸表または損益を報告する都度、および最低でも3カ月ごとに、ヘッジ関係に関連する事実および状況が」事業体が定性的評価を実施できることを引き続き裏付けることを「確認し文書化し」なければなりません。継続的な定性的評価の実施を裏付ける十分な基礎がなくなったと判断する場合には、事業体は、当初のヘッジの文書化において特定した方法を用いて定量的に有効性を評価しなければなりません。将来の報告期間において、当初の定量的評価において使用したのと同じ要素に基づいて定性的評価の実施を裏付けることができる場合に、事業体は定性的評価に戻る事が可能です。

ショートカット法およびクリティカル・ターム・マッチ法

ASU 2017-12は、ショートカット法とクリティカル・ターム・マッチ法のいずれも引き続き維持しており、またこれらの手法の適用に関して新たな緩和を行っています。本ASUに基づき、ヘッジ関係がショートカットの規準を満たさなくなったと判断する事業体は、以下の両方を示すことができる場合に、その後ロング・ホール法を用いてヘッジ関係を会計処理する(そして、当初のヘッジ関係の指定を解除する義務を回避する)ことが可能です。

- a. ヘッジ関係の存続期間にショートカット法が適切でない、または適切でなくなった場合に、[事業体が]...ヘッジ有効性を評価し、ヘッジの結果を測定するのどの定量的方法を用いるかについてヘッジ開始時に文書化していた。
- b. ショートカット法の規準を満たさなくなった期間にヘッジ対象リスクに起因する公正価値またはキャッシュ・フローの変動の相殺を達成する上で、ヘッジ関係が遡及的および将来に向かって極めて有効であった。

規準(a)が満たされない場合、ヘッジ関係はショートカット法の規準が満たされなくなった期間およびその後のすべての期間において無効となります。そうでない場合(規準(a)が満たされている場合)、ヘッジ関係は規準(b)が満たされないすべての期間において無効となります。

さらに、ASU 2017-12は、ショートカット法の規準の一部を更新し、金利リスクの一部期間の公正価値ヘッジがショートカット法に適格であるとしています。

ASU 2017-12はまた、事業体の能力を拡大し、予定取引のグループのキャッシュ・フロー・ヘッジにクリティカル・ターム・マッチ法を適用できるとしています。他のすべてのクリティカル・ターム・マッチ法の規準が満たされれば、「当該予定取引のグループの発生とデリバティブの満期が同一の31日間または会計月内である場合に」これらのヘッジはクリティカル・ターム・マッチ法に適格となります。

金利リスクのヘッジ

ASU 2017-12は、変動金利金融商品についてベンチマーク金利の概念を削除していますが、固定金利金融商品についてはこれを維持しています。認識した変動金利金融商品および変動金利金融商品の予定発行または購入について、本ASUでは、金利リスクを「合意において契約上特定された金利の変動に起因するヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動リスク」として定義しています。したがって、例えば、特定のプライム・レート・インデックスを指標とする変動金利債券に関連した金利リスクのヘッジにおいて、事業体は、契約上特定されたプライム・レート・インデックスの変動に起因するキャッシュ・フローの変動性をヘッジすることができます。金利リスクの公正価値ヘッジは引き続き、特定のベンチマーク金利の変動に関連する公正価値の変動をヘッジします。本ASUは、許容される米国のベンチマーク金利の一覧に米国証券業金融市場協会(SIFMA)のミュニシパル・スワップ・レートも追加しています。

金利リスクの公正価値ヘッジに対するその他の的を絞った改善

ASU 2017-12は、金利リスクの公正価値ヘッジの会計処理を簡素化し、その会計処理が事業体のリスク管理活動をよりよく反映するよう数々の改善を行っています。

ベンチマーク金利要素のキャッシュ・フローを使用したヘッジ対象の公正価値の変動の測定

ASU 2017-12の適用前において、事業体は、ベンチマーク金利の変動に起因するヘッジ対象の公正価値の変動を決定する際に契約上の利息のキャッシュ・フロー総額を使用しなければなりません。しかし、ASU 2017-12は、(1)契約上の利息のキャッシュ・フロー総額、または(2)ヘッジ開始時に決定したベンチマーク金利要素に関連するキャッシュ・フローのいずれかを使用して、金利リスクの公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象の公正価値の変動を算定することを事業体に認めています。

測定にベンチマーク金利要素のキャッシュ・フローのみを使用できることに伴い、事業体は、信用スプレッドに関連する経済的非有効部分を認識しないことでヘッジ会計の損益への正味影響額を減らすことが可能となります。

期限前償還条項付金融商品の公正価値の測定

償還可能債券等の期限前償還条項付金融商品について、ASU 2017-12は、金利リスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動を算定する際に、事業体が「ベンチマーク金利の変動が約定満期前にヘッジ対象を清算する決定にいかに関与するかについてのみ考慮することができる」と述べています。つまり、ヘッジ対象の帳簿価額を修正する際に、事業体は、ヘッジ有効性の評価時に考慮したのと同じ要素を考慮することになります。本ASUの適用前において、事業体がヘッジ対象リスクとして金利リスクのみを指定していたとしても、債務者が約定満期前にヘッジ対象を清算することにつながりうるすべての要素(例えば、金利、信用スプレッドまたは他の要素の変動)を考慮することを事業体に要求する方向に実務が展開してきました。本ASUは、ヘッジ有効性を評価する際に事業体が清算の決定に影響を及ぼしうるベンチマーク金利の変動以外の要素を無視することを認めており、ヘッジ関係が「極めて有効である」という基準を満たすことをより容易にしています。

例えば、(1)償還可能債券の金利リスクの公正価値ヘッジにおけるヘッジ有効性を評価し、(2)ベンチマーク金利の変動に起因する償還可能債券の公正価値の変動を測定する際、事業体は、(信用リスクまたは他の要素の変動ではなく)ベンチマーク金利の変動が当該債券を期限前償還する債務者の決定にどのように影響を与えるかのみを考慮することができます。

金利リスクの一部期間のヘッジ

ASU 2017-12はまた、ヘッジ対象の金融商品の一部期間についてのみ金利リスクの公正価値ヘッジの実施を希望する事業体に緩和を行っています。このような一部期間のエクスポージャーのヘッジの実施は、適用前のガイダンスのもとでは一般的に不可能でした。これは、ヘッジ対象の元本の返済とヘッジ手段のデリバティブの満期日とのタイミングの相違により、ヘッジ対象エクスポージャーの公正価値の変動を相殺するにあたり極めて有効なヘッジ手段のデリバティブを見つけることが困難であったためです。

本ASUのもとで、事業体は、ベンチマーク金利の変動に起因するヘッジ対象の公正価値の変動を、「ヘッジ対象の最初のキャッシュ・フローが発生し始めるときに開始し、ヘッジ対象の最後のキャッシュ・フローの支払期日が到来するときに終了する想定期間を用いて」測定することができます。また、ヘッジ対象の想定満期日は、ヘッジ対象の最後のキャッシュ・フローの支払期日が到来する日であるため、元本の支払は特定された一部期間の終了時に発生することが想定されます。

ラスト・オブ・レイヤー法

当初提案後、ヘッジ会計改善プロジェクトに関して受け取った関係者のフィードバックに対応するため、FASBIは、事業体が測定時に期限前償還リスクまたは信用リスクを検討する必要なしに期限前償還条項付資産のクローズド・ポートフォリオに公正価値ヘッジを適用することを可能とするラスト・オブ・レイヤー法をASU 2017-12に追加しました。事業体はまた、期限前償還条項付金融商品のポートフォリオにより担保された1つ以上の受益持分(例えば、モーゲージ担保証券)に同法を適用することもできます。

ラスト・オブ・レイヤー法のもとで、事業体は、金利リスクの公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象として、「期限前償還、デフォルトならびにキャッシュ・フローの時期および金額に影響を及ぼす他の要因による影響を受ける」とは事業体が予想していない1つ以上の資産の所定の金額(「ラスト・オブ・レイヤー」)を指定することができます。この指定は、上記の一部期間のヘッジの選択と同時に生じます。

この指定を裏付けるため、当初のヘッジの文書化には、一部期間のヘッジの選択において文書化した、ヘッジ対象の想定満期日現在でヘッジ対象(すなわち、ラスト・オブ・レイヤー)が残存しているという見込みを裏付ける分析を事業体の実施したという証拠を含める必要があります。この分析は、クローズド・ポートフォリオの(または、受益持分については原資産の)キャッシュ・フローの時期および金額に影響を及ぼす要素(例えば、期限前償還およびデフォルト)に関する事業体の現在の見込みを反映しなければなりません。ただし、ASU 2017-12は、期限前償還またはデフォルト等の発生する事象の影響を、ヘッジ対象(ラスト・オブ・レイヤー)の指定の一部でないクローズド・ポートフォリオまたは受益持分の部分が最初に受けると想定することを事業体に認めています。

その後のヘッジ有効性の各評価日において、事業体は、ヘッジ対象(すなわち、ラスト・オブ・レイヤー)が想定満期日に残存しているという見込みを裏付ける分析を作成し文書化し続けなければなりません。更新後の分析は、期限前償還、デフォルトまたはキャッシュ・フローの時期および金額に影響を及ぼす他の要素のレベルに関する現在の見込みを反映し、ヘッジ開始時に使用したのと同じ方法を用いなければなりません。また、各報告日において、事業体は、他の公正価値ヘッジと同様に、ヘッジ対象リスク(例えば、金利リスク)の変動に起因するヘッジ対象に係る損益に関して、ヘッジ対象の基準額を修正します。



Connecting the Dots

ラスト・オブ・レイヤー法を用いたヘッジ会計により生じるベシス・アジャストメントの配分方法を検討する際、事業体は、他の会計処理上の要求の適用との間で生じる可能性のある相互作用を考慮する必要があります。例えば、ラスト・オブ・レイヤー法でヘッジされているクローズド・ポートフォリオの資産の帳簿価額の修正は、信用損失を集合的に見積る金融資産の複数のプールに影響を与えることがあります。そのようなプールの特定は、事業体がASU 2016-13を適用する際により重要な論点にすなることがあります。

ヘッジ有効性の評価日にヘッジ対象のラスト・オブ・レイヤー全体が想定満期日に残存すると見込めなくなったと結論する事業体は、最低でも、残存すると見込めないヘッジ対象のラスト・オブ・レイヤーの部分のヘッジ会計を中止しなければなりません。さらに事業体は、ヘッジ対象のラスト・オブ・レイヤーが、期限前償還条項付資産のクローズド・ポートフォリオまたは期限前償還条項付資産に対する1つ以上の受益持分の残高を現在超過していると判断した評価日にヘッジ関係全体を中止しなければなりません。全部または一部のヘッジの中止はまた、事業体が過去のヘッジ会計から生じた残存するベシス・アジャストメント(またはその一部)を規則正しくかつ合理的な方法でクローズド・ポートフォリオの各資産に配分しなければならないトリガーとなります。この配分額は、米国会計基準に基づき、「各資産に関連する他のディスカウントまたはプレミアムの償却と同じ」期間にわたり償却しなければなりません。ただし、ラスト・オブ・レイヤー法は、テイティング閾値を組み込んでいないため、ラスト・オブ・レイヤーのヘッジ会計を中止しなければならない事業体は、将来において類似するヘッジ関係を指定することを禁止されません。

非金融資産の構成要素をヘッジ対象として指定する能力

ASU 2017-12の適用前において、事業体が非金融資産に関連したリスク・エクスポージャーをキャッシュ・フロー・ヘッジしたいと考えた場合に、ヘッジ対象リスクとして指定できたのは、(1)購入価格もしくは売却価格のすべての変動、または(2)外国為替相場の変動、のいずれかに起因するキャッシュ・フローの変動リスクのみでした。一方で、金融商品のキャッシュ・フロー・ヘッジの場合は、事業体はヘッジ対象リスクとして、キャッシュ・フローの全体的変動のリスクまたは1つ以上の個別のリスクのいずれかを指定することができました。

ASU 2017-12のもとでは、事業体は、「契約上特定された構成要素の変動に起因するキャッシュ・フローの変動性のリスク」を、非金融資産の予定購入または予定売却のヘッジにおいて、ヘッジ対象リスクとして指定することが可能となります。本ASUにおいて、契約上特定された構成要素とは、「非金融資産を購入または売却する契約において参照することが明示された指数または価格であって、事業体自身の事業のみを参照して算定または測定される指数または価格以外のもの」であると定義されています。審議会は、事業体が非金融資産の購入または売却について構成要素ヘッジを行うことを可能とすることにより、リスク管理活動を財務報告によりよく反映することとなり、事業体が多数の仕入先から受け入れ、または多数の拠点へ引き渡すコモディティに関連するキャッシュ・フローの変動性のヘッジをより容易に行うことが可能になると考えています。本ASUはまた、事業体が両種類の項目に係るキャッシュ・フローの変動全体の構成要素をヘッジすることを認めることにより、金融項目および非金融項目のヘッジ・モデルの対称性をさらに高めることとなります。



Connecting the Dots

審議会は、ASU 2017-12において、契約上特定された構成要素を含むことができる契約の性質および様式に関して追加のガイダンスを提供しないとしました。しかしながら、ASC 815-20-55-26Aには、「非金融資産が購入または売却される価格を裏付けるために、当該構成要素を参照することが契約に明示されている場合には、契約上特定された構成要素の定義は充足されると考えられる。」と記載されています。

非金融資産の購入または売却に関して、契約上特定された構成要素の変動に起因するキャッシュ・フローの変動性を、事業体がヘッジ対象リスクとして指定するかどうかの決定は、以下のとおり契約の内容に左右されます。

- 契約が全体としてデリバティブに該当する場合に、事業体が通常の購入および通常の売却の範囲の例外を適用する時は、事業体は当該契約に係る契約上特定された構成要素をすべてヘッジ対象リスクとして指定することができます(通常の購入および通常の売却の範囲の例外を適用しない場合は、契約上特定された構成要素の指定を行うことはできません)。
- 契約が全体としてデリバティブに該当しない場合、事業体は主契約に残存する契約上特定された構成要素(すなわち、組込デリバティブを区分処理した後)をすべてヘッジ対象リスクとして指定することができます。

さらに、ASU 2017-12は、上記の通り指定された規準が、将来の契約において充足され、かつ、その他すべてのキャッシュ・フロー・ヘッジの要求が充足される場合には、事業体が(1)契約期間を超える期間にわたり、または、(2)非金融資産を売却または購入する契約が未だ存在しない場合に、契約上特定された構成要素のヘッジを指定することを認めています。事業体は、契約を実行する際には、上記の通り指定された規準を再評価し、契約上特定された構成要素がヘッジ対象リスクとしての指定に引き続き適格であるかどうかを決定します。契約の実行時に、契約上特定された構成要素に変動がある(例えば、ヘッジ文書に特定されたコモディティのグレードが実行された契約で特定されたものと異なっている)場合であっても、事業体は、自動的にヘッジ関係を指定解除することを要求されるわけではありませんが、変更後のヘッジ対象リスクに起因するキャッシュ・フローの相殺を達成するために、ヘッジ関係の有効性が引き続き高いことを実証し、ヘッジ会計の継続が正当であることを示さなければなりません。



Connecting the Dots

ASU 2017-12の改訂において、ヘッジ対象リスクの指定の変更に関する本ガイダンスは、非金融項目のヘッジに限定されていません。したがって、例えば事業体は、金融項目のキャッシュ・フロー・ヘッジにおいて、(1)ヘッジ関係の存続期間中に指定されたヘッジ対象リスクが変更される場合(例えば、予定取引に係るヘッジ文書に特定された金利指標と最終的な取引において参照される指標が異なる場合)、および、(2)変更後のヘッジ対象リスクに起因するキャッシュ・フローの相殺を達成するために、ヘッジ手段が引き続き高い有効性を有すると結論を事業体が下すことができる場合には、引き続きヘッジ会計を適用することが認められます。

開示要求

ASU 2017-12は、ASC 815の一定の開示例を更新しています。さらに、開示要求をヘッジ会計モデルの更新と整合させるために、本ASUは、事業体にヘッジの非有効部分の金額の開示を求める要求を削除しています。さらに、事業体は、今後は以下に関して表形式の開示を行わなければなりません。

- (1) 公正価値ヘッジまたはキャッシュ・フロー・ヘッジにより影響を受ける収益および費用の各科目に関する財務業績計算書上の報告金額の合計、および、(2)これらの科目に対するヘッジの影響の両方。
- 公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象として指定され、かつ適格である項目の帳簿価額および累積的ベース・アジャストメント。当該開示の一部として、事業体は、ラスト・オブ・レイヤー法に基づき指定したヘッジ関係についての詳細も開示しなければならない。この詳細には、(1)クローズド・ポートフォリオの(受益持分の)償却原価基準額、(2)指定されたラスト・オブ・レイヤーの金額、および、(3)ラスト・オブ・レイヤーの関連するベース・アジャストメントが含まれる。

これらの開示は、財政状態計算書および財務業績計算書が表示される、各年次および期中報告期間に関して行うことが要求されます。

経過措置

事業体は、ASU 2017-12のガイダンスの適用に当たり、適用日現在の既存のヘッジ関係⁴に対して修正遡及アプローチを適用します。このアプローチでは、キャッシュ・フロー・ヘッジまたは純投資ヘッジを行う事業体は、(1)ヘッジ開始以降のヘッジ手段の公正価値の累積的変動額を表す調整額により、AOCIIに対する累積的影響額の調整を行い(新たな会計モデルのもとでは損益に認識されていたであろう金額を控除する)、(2)対応する金額により、適用日時時点で直近の表示期間における期首の利益剰余金に対して調整を行うこととなります。

適用日後に終了するすべての期中および事業年度において、事業体は将来に向かって、(1)ヘッジ手段の公正価値のすべての変動額を、ヘッジ対象が損益に影響を与えるときに、ヘッジ対象の損益への影響を表示する科目と同一の損益計算書科目に表示(当該ASUにおいて表示が規定されていない純投資ヘッジの有効性評価から除外する金額を除く)し、(2)新しいガイダンスによって要求される改訂後の開示を行う必要があります。

さらに、ASU 2017-12は、事業体が一定の1回限りの移行時の選択を行うことを認めています。ASU 2017-12が提供する1回限りの移行時の選択、および当該選択の適用期限の詳細については、デロイトの2017年8月30日付 [Heads Up](#) をご覧ください。



Connecting the Dots

本ASUの規定の早期適用を検討している事業体は、本ASUの会計および開示の要求を確実に遵守するために、適切な財務報告に係る内部統制を構築していることを確認する必要があります。事業体はさらに、適用後の特定期間内にいずれの移行時の選択をするかを決定する必要があるため、これらの選択について事前に検討する必要があります。さらに、類似するヘッジの有効性について類似する方法により評価することを事業体に求めるASC 815の一般的な要求は、除外する構成要素の識別を含めて、当該ASCの適用後に締結されるヘッジ関係に適用されます。そのため、事業体の本ASUを適用する際には、将来においてヘッジ関係の有効性を評価するのに望ましい方法を決定することが重要となります。

進行中の議論

業界団体、会計事務所、基準設定主体、および規制当局は、ASU 2017-12の導入上の論点に関して、議論を進行中です。これには、(1)有効性の定性的評価の適用、(2)ラスト・オブ・レイヤー法の適用(例えば、期限前償還可能と考えられる金融商品のベース・アジャストメントの会計処理および識別)、(3)非金融資産の契約上特定された構成要素の識別、および(4)ヘッジ対象リスクが変更される場合の予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジに関する会計処理が含まれます。我々は継続的に、こうした議論の進捗をモニターし、適宜最新情報を適用していきます。

債権—返金不能な手数料およびその他のコスト

ASU 2017-08の背景および主要な規定

2017年3月、FASBIは、プレミアム価格で購入し保有する一定の償還可能債券の償却期間を修正し、当該期間を最も早いコール日までに短縮するASU 2017-08を発行しました。

⁴ 「ヘッジ手段が、期間満了、売却、解約、または行使されておらず」、適用日現在で事業体によって指定解除されていないヘッジ関係を意味します。

ASC 310-20の現行のガイダンスのもとでは、事業体は償還可能債券のプレミアムを、一般に当該金融商品の契約期間(満期日までの期間)にわたり、利回りの調整として償却しています。したがって、事業体は元本の期限前償還を考慮していないため、プレミアム価格で購入し保有する償還可能債券につき債務者が期限前償還を行使する際には、未償却プレミアムは損益に損失として計上されます。

改訂後は、一定の購入された償還可能債券のプレミアムを、当該プレミアムがどのように生成されるかにかかわらず(例えば、繰延取得コスト(DAC)および公正価値ヘッジの累積的調整額により、償還可能債券の償却原価基準額は額面金額を超えて増加します)、最初のコール日までに償却することが事業体に要求されます。したがって、事業体は、プレミアム価格で購入し保有する償還可能債券につき債務者が期限前償還を行使する際、今後は損益に損失を認識することがなくなります。



Connecting the Dots

ASU 2017-08のもとでは、事業体が債務証券の額面金額を上回るコール価格までプレミアムを償却した場合に(例えば、債務証券は最初のコール日には額面金額に対してプレミアム価格で期限前償還できるので)、債務証券が最初のコール日に期限前償還されない時は、事業体は債務証券の支払条件を使用して利回りを再設定する必要があります。当該証券に将来のコール日が追加的に設定されている場合、事業体は、償却原価の基礎が次のコール日に発行体によって償還される金額を上回るかどうかを検討する必要があります。償却原価基準額が償還可能金額を上回ると事業体が判断する場合、事業体はその超過額を次のコール日までに償却する必要があります。

範囲

ASU 2017-08の適用範囲にある購入された償還可能債券は、予め決定された日に固定価格で行使できる、明示的で非偶発的な期限前償還の特性を含むものです。本ASUは、事業体がASC 310-20-35-26に基づき期限前償還額を見積ることを選択できるかどうかに影響しないので、改訂後のガイダンスは、(1)購入された償還可能債券にASC 310-20-35-26を適用し、(2)期限前償還額を利息法により見積る事業体には影響を及ぼしません。

さらに、ASU 2017-08は、以下のものには適用されません。

- 債務証券の定義に合致しないローンおよびその他の金融債権
- ディスカウント価格で購入し保有する債務証券(ディスカウントは当該金融商品の満期までの契約期間にわたり利回りの調整として引き続き償却される)
- プレミアム価格で購入し保有する債務証券のうち、コール日またはコール価格が事前に知らされていないもの。これには、期限前償還の特性を備えた債務証券で期限前償還日が事前に決定されていないもの(すなわち、即時に期限前償還できる金融商品)が含まれる。その結果、以下のプレミアム価格で購入し保有する債務証券は、本ASUの適用範囲から除かれる。
 - 公正価値で期限前償還できる債務証券
 - 将来の利払額の現在価値に基づく補償条項を反映した金額で期限前償還できる債務証券
 - モーゲージ担保証券を含む資産担保債務証券(この場合の早期返済は、発行体による債務証券自体を期限前償還する決定ではなく、証券化の裏付資産の期限前償還に基づく)
- プレミアム価格で購入し保有する、条件付で期限前償還できる債務証券

発効日および経過措置

ASU 2017-08は、PBEについては、2018年12月15日より後に開始する事業年度(かかる事業年度の期中期間を含む)より発効します。その他のすべての事業体については、本基準は、2019年12月15日より後に開始する事業年度および2020年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間より発効します。早期適用は、期中期間での適用を含めて、すべての事業体に認められます。事業体が期中期間にASU 2017-08を早期適用する場合、その調整はすべて、当該期中期間を含む事業年度の期首現在で反映されなければなりません。

本ASUの適用に当たっては、事業体は修正遡及アプローチを適用して、適用期間の期首現在の利益剰余金に対して累積的影響の調整額を認識しなければなりません。事業体はまた、適用期間において会計原則の変更に関する開示を行うことが要求されます。

リース

背景

FASBは2016年2月に、リース会計のASUに関する新たな基準(ASU 2016-02)を発行しました。昨年の出版物で説明したように、新たなリース基準を発行する主な目的は、借手によるオペレーティング・リースのオフ・バランス・シートの取扱いに対処することです。基準の借手のモデルは、短期リース⁵(すなわち、リース期間が12カ月未満のリース)を除く実質的にすべてのリースをオンバランスする使用権(ROU)資産アプローチを適用することを借手に要求しています。本アプローチのもとでは、借手は(キャピタル・リースに関する現行のアプローチに類似する方法で)リース期間における原資産の使用権を表すROU資産および対応するリース負債を計上します。

新たなリース基準の展開は、FASBとIASBとのコンバージェンス・プロジェクトとして始まりました。本プロジェクトはコンバージェンスに対する取組みであり、両審議会は共同討議を実施しましたが、両審議会のそれぞれのリース基準の間にはいくつかの顕著な差異が存在します⁶。最も重要な差異の一つはリースの分類に関連するものです。FASBの基準のもとでは、事業体はリースをオペレーティング・リースまたはファイナンス・リースのいずれかとして分類することができます。しかしながら、IASBの基準のもとでは、事業体はすべてのリースをファイナンス・リースとして分類することになります。



Connecting the Dots

ASU 2016-02は、リースを「対価と交換に、一定期間にわたり、特定された有形固定資産(特定された資産)の使用を支配する権利を引き渡す契約または契約の一部」として定義しています。この定義は簡潔に見えますが、リースの完全な母集団を識別するには判断が極めて重要になります。一見では、ある契約はリースに関する従来の理解に合致しないように見える可能性があります(例えば、特定の建物のリース)。

しかしながら、事業体はこれらの契約を評価し、当該契約全体または一部が有形固定資産の使用権を引き渡しているか否かを判定しなければなりません。ASU 2016-02のもとでは大部分のリースは「オンバランスで」認識されるため、例えば、サービス契約において、誤ってリースを識別しない財務諸表上の影響はASC 840によるものよりもはるかに重要になります。

⁵ 借手が短期リースを貸借対照表上で会計処理しない会計方針を選択していることを前提とします。

⁶ IASBは、2016年1月にIFRS第16号「リース」を発行しました。

借手の会計処理

両審議会は、借手がリース開始時にROU資産と対応するリース負債を計上すべきであるということによって一致しているものの、両審議会は借手の事後の会計処理に関して異なるアプローチを支持しています。FASBは、現行のIAS第17号におけるリースの分類規準に類似した規準を使用して借手がリースを分類する、二重モデル・アプローチを選択しました。IAS第17号のもとでは、現行の米国会計基準のような「明確な線引き」（例えば、ASC 840における公正価値の90%テスト）は存在しません。ファイナンス・リースとみなされるリース（現行のキャピタル・リースの大半がファイナンス・リースに適切になると見込まれています）に対し、借手は、ファイナンス購入契約と類似の方法でリースを会計処理します。すなわち、借手は利息費用とROU資産の償却を認識し、これは一般的にリースの初期期間においてより多くの費用を計上する結果となります。オペレーティング・リースとみなされるリース（現行のオペレーティング・リースの大半が引き続きオペレーティング・リースに適切になると見込まれています）に対し、借手はリース費用総額を定額で認識します。リースの両方のタイプに関して、借手は、原資産に対する持分に係るROU資産と対応するリース負債を計上します。

貸手の会計処理

両審議会は、関係者のフィードバックについて検討し、現行の貸手の会計処理モデルに重要な変更を加えないことを決定しました。むしろ両審議会は、ASC 840およびIAS第17号の現行のキャピタル・リースおよびオペレーティング・リースのモデルと類似のアプローチを採用することに合意しました。しかしながらFASBは、米国会計基準の分類要求をIAS第17号の規準に整合させる決定を行いました。加えてFASBは、現行のセールスタイプ・リースに類似するリースについて、契約が新たな収益認識ガイダンス(ASC 606)のもとで売却として適格となったであろう場合においてのみ、貸手が取引に係る利益を計上することを認める決定を行いました。

FASBはまた、新たな契約についてレバレッジド・リース会計を廃止することを決定しました。すなわち、事業体はASU 2016-02の発効日より前に開始したリース契約について引き続き現行のガイダンスのもとでレバレッジド・リースとして会計処理することができますが、ASUの発効日より後に修正されるレバレッジド・リースは、ASUの借手および貸手モデルのもとで新たなリースとして会計処理されることとなります。



Connecting the Dots

資本および財務制限条項に関する検討事項

銀行・証券セクターに属する会社は、ASU 2016-02の適用時に計上されるROU資産および対応する負債の両方の資本上の取扱いについて懸念を表明してきました。具体的には、明確なFASBまたはSECのガイダンスが存在しない状況で、多くの会社は規制当局が、ROU資産について現行のキャピタル・リースに対する見方と同様の見方（すなわち、流動性資産とはみなさない）をするのではないかと予想しています。2017年4月、バーゼル銀行監督委員会（米国は当委員会のメンバーである）は、ROU資産の規制上どのように扱われるかに関するFAQを公表しました。具体的には、当FAQはROU資産について以下のように示しています。

- リース対象の原資産は無形資産であるため、ROU資産を規制資本から控除すべきではない。
- ROU資産をリスク・ベース資本およびレバレッジ比率の分母に含めるべきである。
- ROU資産は100%でリスク加重すべきである。これは、所有する無形資産およびASC 840の現行のガイダンスに基づきキャピタル・リースとして会計処理されている借手のリース資産にこれまで適用されてきたリスク加重と整合するものである。

上記FAQの回答に対する質問がある事業体は、自身の会計アドバイザーまたは主要な連邦規制当局に連絡してください。

最後に、ASU 2016-02のもとで借手に要求される貸借対照表のグロスアップの結果、借手である銀行および証券会社は、既存のローン条項を修正する必要性が生じ、ローン条件についての再交渉およびローン契約の修正を幅広く発生させる可能性があります。

運用上の検討事項

借手の会計処理要求を実行するために、銀行および証券事業者は、不動産リース(例えば、ATM端末や支店)および設備リースに関連する情報を含む、各自が契約当事者となっているすべての個々のリースからデータを収集し維持しなければなりません。このデータ収集作業は、特に世界中に展開している事業者にとって、事業者全体に及ぶ運用上の課題となる可能性があります。新しい要求は外部報告情報のみならず、財務予算および予測を含む内部報告情報にも影響を及ぼすでしょう。

連結会社間でサービスの取決め(不動産、テクノロジーまたは設備に関連するものが多い)を行っている事業者は、これらの取決めが、子会社の個別財務諸表において会計処理する必要があるリース構成要素を含むか否かを判断する必要があります。新たなリース基準は、事業者が連結会社間のリース契約を(実質ではなく)法的形式に基づいて会計処理することを要求していますが、そうした契約を洗い出すための事務負担は大きくなる可能性があります。

リースにおけるオプション

従前のリース会計のガイダンスのもとでは、事業者は期間更新オプション、購入オプションおよび解約オプションを行使する予定であるかどうかを評価するよう要求されています。しかし、リースの分類の変更が生じる場合を除き、そのようなオプション行使の予定に関する結論が関連するリースの会計処理に著しい影響を与えることは通常ありません。他方、新リース基準のもとでは、リース期間に関する結論および購入または解約オプションの行使に関連するすべての支払は、貸借対照表におけるリース負債の測定に伴い財務諸表により重要な影響を与える可能性があります。借手がオプションを行使することが「合理的に確実」である場合、そのオプション行使により生じる影響はリース負債の測定に含まれます。



Connecting the Dots

ASU 2016-02の導入時には、重要な判断が要求され、リース(組込リースを含む)の母集団の全体の識別に関連する領域において特に、内部統制を詳細に検討する必要があります。従前のGAAPに基づきそのような結論のレビューをあまり重視してこなかった事業者は、これら主要な領域における適切な結論を支える適切なプロセスおよび統制を確実に確立しなければなりません。

発効日および経過措置

ASU 2016-02は、PBEについては、2018年12月15日より後に開始する事業年度(その期中期間を含む)より発効します。その他のすべての事業者については、当基準は、2019年12月15日より後に開始する年次期間およびそれ以降の期中期間より発効します。早期適用は認められます。FASBはASU 2016-02の発効日を2020年12月15日より後に開始する年次期間に延期するよう公式な要求を受けていますが、我々はFASBがPBEに対する当初の発効日で進めていくと予測しています。

借手および貸手は、既存のリースに対して修正遡及移行法を用いるよう要求されています。したがって、借手および貸手は、財務諸表で表示される最も早い年度に新会計モデルを適用することになります。

導入に関するさらなる考慮事項の議論については、当基準の基礎的でテクニカルな要素に対応するデロイトの2016年3月1日付 *Heads Up* (2016年7月12日更新)、および当基準に関するFAQに対応する2017年4月25日付の *Heads Up* をご覧ください。

収益認識

背景

2014年5月、FASBはASU 2014-09(主にASC 606において成文化)を発行しました。本基準は、事業体が顧客との契約から生じる収益の会計処理に使用するための単一の包括的モデルを概括しており、業界固有のガイダンス(例えばASC 360-20およびASC 970-605の一部のセクション)を含む直近の収益認識ガイダンスを削除しています。発行されたASU 2014-09についての追加情報は、デロイトの *A Roadmap to Applying the New Revenue Recognition Standard* をご覧ください。

FASBがASU 2014-09の要求の適用に関連して表明された懸念に対応して、審議会は2016年に、ASUの新たな収益認識ガイダンスを改訂し、収益に関するSECスタッフ・ガイダンスの一部を削除する以下の5つのASUを発行しました。

- **ASU 2016-08** — 当ASUは、3者以上の当事者を含む契約において自身が本人であるかそれとも代理人であるかを事業体が評価する方法に関連した論点に対処するものです。
- **ASU 2016-10** — 当ASUの改訂は、事業体による特定の履行義務の識別に関するガイダンスを明確化するものです。
- **ASU 2016-11** — 当ASUは、事業体によるASU 2014-09の適用時に、発生問題専門委員会(EITF)の2016年3月3日の会合においてSECスタッフが行ったアナウンスメントに基づき、コーディフィケーションにおける一部のSECスタッフのガイダンスを削除しています。
- **ASU 2016-12** — 当ASUは、狭い範囲の改善と実務的簡便法を提供しています。
- **ASU 2016-20** — 当ASUは、ASU 2014-09の特定の局面に対するテクニカルな訂正(すなわち、軽微な変更および改善)を行っています。

2017年、審議会は引き続き新収益認識ガイダンスに関連する改訂(下記のASUにおけるものを含む)を発行しました。

- **ASU 2017-03** — 当ASUは、EITFの2016年9月22日および2016年11月17日の会合においてSECスタッフが行ったアナウンスメントに基づき、コーディフィケーションにおける一部のSECスタッフのガイダンスを改訂するものであり、ASU 2014-09、ASU 2016-02および 2016-13の適用が財務諸表に与える影響を合理的に見積ることができない場合にSEC登録会社がSABトピック11.Mにおけるガイダンスを適用する際に提供する予定の「追加的な定性的開示」に対応しています。2016年9月22日の会合において、SECスタッフは、登録会社が新収益基準、新リース基準または新信用損失基準を適用する影響を合理的に見積ることができない場合に、登録会社は財務諸表に対する影響の重要性について追加的な定性的開示を提供することを検討すべきであると示唆しました。SECスタッフは当該開示が下記の説明を含むことを期待しています。
 - 登録会社がASU適用時に選択する予定の会計方針の影響
 - 当該方針が登録会社の現行の会計方針とどのように異なり得るか
 - 登録会社の導入プロセスの状況および未対応の重要な導入事項の内容

SECスタッフはまた、新基準適用の影響に関する登録会社の開示のボリュームは適用日が近づくにつれて増加すると予想していると述べました。追加情報については、デロイトの2016年9月および2016年11月のEITF Snapshotニュースレターおよび2017年版のSECコメント・レター(業界インサイトを含む)をご参照ください。

新収益基準の強制適用日が近づくにつれて、SECスタッフのメンバーは何度となく、SAB 74(SABトピック11.MIにおいて成文化)に準拠した経過期間の開示を投資家に提供する重要性を強調してきました。当該開示では、選択された移行方法だけでなく、予想される新収益基準の財務諸表に対する影響についても説明しなければなりません。

- ASU 2017-05 — FASBは、(1)「実質的な非金融資産」との用語の意味が、審議会による新収益基準がそれを定義していないため不明確であり、かつ(2)非金融資産に係るガイダンスの範囲が混乱を招くような複雑なものであり、部分的売却取引が会計処理されるべき方法または事業体がどのモデルを適用しなければならないかを特定していない、ことを言及する利害関係者からのフィードバックへの対応として、当ASUを発行しました。

念のためですが、事業体は不動産の顧客への売却をASC 606に基づいて会計処理することになります。事業体は不動産の非顧客への売却をASC 610-20に基づいて会計処理することになります。

上記のASUの他に、事業体は下記を含む最近の会計基準およびSECスタッフの活動について認識していなければなりません。

- 2017年7月22日のEITFの会合におけるSECスタッフのアナウンスメント — SECスタッフは、他の報告事業体の財務諸表または財務情報をSEC提出書類に含めることが要求されている登録会社に対して重要な救済措置を提供しています。具体的には、EITFの会合の議事録に報告されているように、SECスタッフは、FASBの新収益基準(ASC 60)および新リース基準(ASC 842)の適用を唯一の目的として、特定のPBEが非PBEの発効日を使用するという選択をすることに反対はしないと発表しました。スタッフのアナウンスメントは、新収益・リース基準の適用について非PBEの発効日を使用できる能力を「財務諸表または財務情報を他の事業体のSECへの提出書類に含めるという要求または含まれていることを除き、その他の点では公開事業体の定義を満たさないであろう」PBEの小集団(以下、「特定PBE」という)に限定されることを明確化しています。

スタッフのアナウンスメントが特定PBEの観点で書かれているのに対し、救済措置の主要な受益者は特定PBEが作成した財務諸表または財務情報を自社の提出書類に含めるSEC提出会社となります。例えば、下記のSECレギュレーションS-X規則に基づく場合です。

- 規則 3-05、「取得されたまたは取得される事業の財務諸表」
- 規則 3-09、「非連結子会社および50パーセント以下を所有されている者の個別財務諸表」
- 規則 3-14、「取得される不動産事業に関する具体的インストラクション」
- 規則 4-08(g)、「非連結子会社および50パーセント以下を所有されている者の要約財務情報」

認められた救済措置に関する追加情報については、デロイトの2017年7月20日付のHeads Upをご参照ください。

- 2017年8月18日、SAB 116のリリース — SAB 116は、ASC 606が「[SAB]トピック13の必要性を削除した」ため、登録会社がASC 606を適用した場合はSABトピック13を適用する必要はないと定めています。さらに、SAB 116はSABトピック11.Aを修正して、「収益項目のもとで表示される運航費差額補助金からの収益は、[ASC]606に基づき会計処理される顧客との契約からの収益とは別に表示されるべきである」ことを明確化しています。SAB 116に関する追加情報については、デロイトの2017年8月22日付のjournal entryをご参照ください。



Connecting the Dots

預金取扱機関

銀行およびその他の金融機関にとっての主要な導入上の課題の一つは、取引がASC 606の範囲に含まれるかどうかの判断です。かかる判断は事実および状況の注意深い検討を要求するものです。これまでに特に大きな注目を集めてきたと思われる取引には以下が含まれます。

- 預金関連手数料およびATM利用手数料** — 現行の米国会計基準のもとで、口座維持手数料（顧客が要求される最低残高を預金口座に維持していない場合に課される可能性がある）やATM利用手数料などの銀行が顧客に課す預金関連手数料に関する明示的な業界ガイダンスはありません。新収益基準は、他のASCTピックに基づき会計処理される取引（ASC 405（負債）、ASC 460（保証）、ASC 815（デリバティブおよびヘッジ）およびASC 860（譲渡およびサービシング）の範囲内のものを含む）をその対象範囲から除外しています。その結果として、利害関係者はかかる手数料がASC 606の範囲に含まれるかどうかについて疑問を呈しています。

2016年4月のTRGの会合において、FASBスタッフは、事業体は、新基準適用後はASC 606に従って預金関連手数料による収益を会計処理することになると指摘することによって範囲の問題に対処しました。金融機関は、(1)預金は負債の定義を充足するため、顧客預金について負債を引き続き計上し、(2)ASC 405に従って顧客預金を会計処理します。しかしながら、ASC 405には預金手数料の会計処理方法に関する具体的なガイダンスが含まれていないことから、金融機関は、預金関連手数料に対しASC 606を適用しなければなりません（すなわち、一部の金融機関が預金関連手数料の会計処理のために既存のSECの収益ガイダンスを適用しているのと類似した方法で）。FASBスタッフは、一部の利害関係者が提起した導入に関する懸念は、金融機関と顧客の契約条件を注意深く分析することにより低減できると示唆しました。顧客は一般に、いかなる時点でも預金契約を解約する権利を有することから、FASBスタッフは、大半の契約は短期的（例えば、日単位または分単位）であるという考えを示しました。そのため、識別される履行義務の数にかかわらず収益認識のパターンは類似しているでしょう。

- モーゲージ・サービシング権** — 上記の通り、新収益基準は、他のASCTピックに基づき会計処理される取引（ASC 405（負債）、ASC 460（保証）、ASC 815（デリバティブおよびヘッジ）およびASC 860（譲渡およびサービシング）の範囲内のものを含む）をその対象範囲から除外しています。利害関係者は、金融機関にとって一般的な一定の取引に関連する手数料にどのガイダンスを適用するかを決定するために、モーゲージ・サービシング権はASC 606とASC 860のいずれに基づいて会計処理すべきかについての明確化をFASBに求めました。2016年4月のTRGの会合において、FASBスタッフは、モーゲージ・サービシング権に関連する資産および負債は従来ASC 860に基づいて会計処理されており、かかる実務は新収益基準のもとでも変わらないと指摘しました。スタッフは、ASC 860の範囲内のサービシング契約はASC 606の範囲に含まれることはなく、またASC 860はモーゲージ・サービシング資産および負債の当初認識および当初認識後の測定のどちらにも対処しているとする考えを示しました。スタッフの見解によれば、モーゲージ・サービシング資産および負債の当初認識後の測定は、モーゲージ・サービシング権に関連するキャッシュ・フローに左右されるため、当該キャッシュ・フローの会計処理にはASC 860を使用しなければなりません。

- ローン組成手数料 — 多くの利害関係者は、ローン組成手数料はASC 606の範囲に含まれないと考えています (ASU 2014-09の前の収益ガイダンスに基づく状況と同様)。代わりに、かかる費用は、ASC 310において取り上げられている契約上の権利および義務に関連していることから、貸出関連手数料とみなされます。加えて多くの人は、受取債権に係る利息収益、未収利息の割戻し、繰上返済手数料、延滞手数料(遅延手数料)、およびローン・コミットメント手数料を含むその他の貸出関連手数料は、ASC 606の対象とならないと考えています。
- 銀行が発行したクレジットカードの手数料および関連する報酬プログラム — 現行の米国会計基準のもとで、クレジットカードの取決めは、一般にASC 310のもとで会計処理されます。ASC 606は、ASC 310を含む他のASCTピックの範囲に含まれる金融商品は、かかる他のASCTピックが「契約の一つまたは複数の部分を分離および／または当初測定する方法を明記していない」場合を除き、新たな収益基準の範囲から除外されると述べています⁷。クレジットカードの取決めはしばしば様々な(1)手数料(例えば、年会費、遅延手数料など)、(2)特性(例えば、コンシェルジュサービス、報酬プログラムなど)、および(3)取引の当事者(例えば、発行者、カード保有者、ネットワーク、加盟店、加盟店の買収者など)を伴うことから、利害関係者は、クレジットカードの取決め一般—またはかかる取決めの特定の特性—が新たな収益基準の範囲に含まれるかどうかについて疑問を呈しています。2015年7月13日のTRGの会合において、TRGのメンバーは、新たな収益基準には結果的なASC 310の改訂が含まれていないため、事業体はクレジットカード手数料と引換えに提供されるサービスをASC 606ではなくASC 310のもとで引き続き会計処理すべきであるという考えでFASBスタッフと一致しました。ただし同時に、濫用防止措置として、事業体はクレジットカードの発行が当該取決めに対して付随的なものと思われるかどうか(該当する場合、当該取決めをASC 606の範囲に含めることが要求される可能性がある)を評価しなければならないという一般的な合意がありました。さらに、クレジットカードの取決めがASC 310の範囲に含まれる場合にはカード保有者の報酬プログラムは一般にASC 310の範囲に含まれることとなります。
- 交換手数料 — カード保有者から稼得した手数料に加えて、カードを発行した銀行は電子的支払処理エコシステムにおけるその役割に対して交換手数料も稼得します。利害関係者は、これらの交換手数料がASC 606の範囲に含まれるのか、またはASC 310の範囲に含まれるのかについて疑問を呈しています(2015年7月にTRGが対処した年会費および遅延手数料と整合した方法で)。多くの利害関係者は、交換収益は取引先に提供したサービスに対する銀行への報酬なので、ASC 606の範囲内に含まれると考えています。加えて、利害関係者はカード保有者との契約がASC 606の範囲外であるとしてもカード保有者との報酬プログラムに基づき支払われる金額がASC 606収益の減額として計上される可能性があるのか疑問を呈しています。利害関係者は2015年1月のTRGの会合で議論された(1)ASC 606および(2)「顧客の顧客」に対する支払と類推させています。事実および状況に応じて、報酬プログラムに基づく支払をASC 606収益の減額として計上することは許容される可能性があります。財務諸表作成者は開示において透明性を図らなければなりません。具体的には、財務諸表作成者は報酬プログラムの取扱いを開示し、プログラムに基づき支払われた金額を示さなければなりません。

⁷ 追加情報については、ASC 606-10-15-2から15-5をご参照ください。

- 束ねられた(*bundled*)取決め — ASC 606は、金融商品に関わる契約を含め、他のASCトピックの範囲に含まれる顧客との契約について、一定の適用範囲の例外を定めています。ただしASC 606はまた、一部は他のトピックの範囲に含まれ、一部はASC 606の範囲に含まれる契約の評価に関するガイダンスも定めており、よって金融商品に関わる特定の取決めは少なくとも部分的に新たな収益認識ガイダンスの対象となり得ることを示唆しています。ASC 606-10-15-4は、契約をASC 606の対象となる部分と他のトピックの対象となる部分に分離するために事業者が用いるべき手法を説明しています。これは現行の米国会計基準から逸脱したものであり、現行の米国会計基準のもとでは、金融機関はサービスと金融商品の両方を顧客に提供する束ねられた取決めについて、ASC 605-25における複数要素のガイダンスの対象となりません。したがって、事業者は現在、かかる契約を評価する際に、ベンダー固有の客観的証拠などの概念を一般に考慮していません。ASC 606のもとで、事業者はASC 606のガイダンスを適用する前に、他のASCトピックにおける分離および測定ガイダンスをまず適用することを要求されます。契約のうちASC 606の対象となる部分は最後に分離および測定されるため、結果として、契約に固有のディスカウントはかかる部分に配分されます。

設例 — 束ねられた取決め

投資運用部門を持ち、自行がジェネラル・パートナー兼投資運用会社の役割を果たしているファンドに出資している銀行は、顧客に提供するサービスおよび商品の性質によっては、部分的にASC 606の範囲に含まれる可能性があります。例えば、投資運用契約の条件のもとで、この銀行は運用資産合計に基づく運用手数料、および投資家が特定の利益率を稼得した場合の超過リターンに基づく業績連動報酬を受け取ります。また、この銀行は当該ファンドに小規模な持分投資を保有しているはずで、このような状況において(かつこの銀行がASC 810に従い当該ファンドを連結することを要求されない限りにおいて)、この銀行は、どの活動がASC 606および他のASCトピックの範囲に含まれるか(該当する場合)を判断するため、当該ファンドへのそれぞれの関与を個別に評価する必要があります。例えば、当該ファンドの持分所有はASC 323のガイダンスの対象となり得ますが、運用および業績関連の手数料・報酬はASC 606のガイダンスの対象となる可能性が高いと思われます。

ブローカー・ディーラー

ASU 2014-09はブローカー・ディーラーに多くの面で影響を及ぼすと予想されますが、金融商品から生じる収益(すなわち、利息収益および配当金)に関する契約はASC 310-940およびASC 320-940のガイダンスの対象であり、明確にASC 606の範囲外であるため、これらの取扱いが変更される可能性は低いと思われます。

例えばASU 2014-09は、ASC 606の範囲に含まれる、清算ブローカー・ディーラーが稼得する受取コミッションの取扱いに影響を及ぼすと予想されます。ブローカー・ディーラーが新たなガイダンスのもとでの適切な取扱いを決定するために契約を分析するにあたって直面するであろうより重要な問題には、以下のようなものがあります。

- 履行義務の識別 — 収益モデルのステップ2において、事業者は、明確な履行義務(すなわち、顧客がそれ単独または他の3.9字リソースとの組合せで便益を受けることのできる、顧客にとって容易に利用可能かつ契約の他の項目と分離して個別に識別可能な引渡物)を識別することを要求されます。清算ブローカー・ディーラーとその顧客の間の契約において提供される一般的な財貨およびサービスには、取引の執行、清算サービス、およびカスタムサービスが含まれます。取引の執行および清算サービスはいずれも証券取引のために要求されるサービスであるため、これらが個別に識別可能である可能性は低いと思われます。むしろ、多くの場合において、これらの2つのサービスは結合され一つの履行義務として識別されると見込まれます。

しかし、カストディサービスからは、顧客は取引の執行と清算サービスから分離して個別に便益を受けることができるため、かかるサービスは個別に識別可能である可能性が高いと思われます。事業体は、ブローカー・ディーラーとの取決めにおいて一般的である投資調査サービスを同様に評価する必要があります。

どのサービスを区別するかに加えて、事業体は約束の内容が特定の財貨またはサービスを引き渡す(すなわち、事業体が本人として行為することなのか、または当該財貨またはサービスが提供されるように手配する(事業体が代理人として行為すること)なのかを決定しなければなりません。ブローカー・ディーラーには第三者からのサービスに関するコストが発生する可能性があります。さらに、ブローカー・ディーラーは履行義務を遂行するために当該サービスを他のサービスと結合することもしないこともあります。これらの状況では、収益の表示(総額か純額か)に影響するため、ブローカー・ディーラーが当該サービスの支配を獲得するのかどうかを慎重に検討することが必要となります。

- **履行義務が充足された時期の判断** — 一般に、ブローカー・ディーラーが取引の執行にあたって顧客に課すコミッションは唯一の手数料であり、したがって取引の執行、清算、およびカストディサービスの取引価格に相当します。かかる手数料に関連する収益認識は取引日に行われますが、これは取引日が、(1)ブローカー・ディーラーがサービスを履行し、支払を受ける現在の権利を持つ日、および(2)顧客が基礎となる証券の便益を受け取る(購入の場合)、または価値変動のリスクの対象となくなる(売却の場合)日であるためです。期間の固定された契約、または法律文書の処理や取扱いなどのカストディ関連のサービスに係る手数料を個別に含む契約については、履行義務が充足された時期の判断に関連する追加的な分析が要求されます。
- **販売手数料** — 販売手数料は構成が異なる場合があります(例えば、フロントエンドまたはバックエンド)。通常、ブローカー・ディーラーが販売業者として契約を締結したときにファンドが顧客です。販売契約は通常、スタンド・レディ(準備が整っている)契約であり、毎日不特定数の活動が提供されます。結果として、履行義務は(1)毎日のサービスが実質的に同じであり、(2)顧客は毎日のサービスからみずから便益を得ることができ、(3)別の事業体がこれまで実施された実質的にあらゆるサービスを再実施する必要がないときにシリーズ・ガイダンス⁸に該当する可能性があります。
- **投資銀行のアドバイザー手数料** — 事業体はアドバイザー契約において約束された財貨およびサービスを評価する際に判断を使用しなければなりません。約束は事業の潜在的な購入または売却に関するアドバイスを提供することであるか、または売却の仲介を成功させることである可能性があります。また、アドバイザー・サービスを提供し、かつ公平性に関する意見を提供する場合のように、約束は複数の履行義務を含む可能性があります。アドバイザー・サービスに関連する履行義務からの収益をある時点で認識すべきかまたは期間に渡って認識すべきかを評価する際に、事業体は、ASC 606-10-25-27(a)に準拠して、顧客が便益を受け取ると同時に消費しているかどうかに焦点を絞らなければなりません。ブローカー・ディーラーは、契約が完了前に解約された場合に別のブローカー・ディーラーがサービスを実質的に再実施する必要があるかどうかを検討しなければなりません。事業体は、アドバイザー・サービスからの収益を期間に渡って認識すべきかある時点で認識すべきか決定する際に判断を行使する必要があります。

⁸ ASC 606-10-25-15

- ・ **アドバイザー・サービスに関連するコスト** — 通常、弁護士費用、販売費用および入札に関連するコストは、当該コストは契約を獲得したかどうかにかかわらず発生するため、ASC 340-40に基づき契約獲得コストとして資産計上するには適格ではありません。資産計上の規準を満たすコスト(例えば、手数料)は回収可能性についてさらに評価する必要があります。事業者が契約を獲得した際には、財務諸表作成者は、契約を履行するためのコストをASC 340-40に従って資産計上すべきか、または発生時に費用計上すべきかを決定する必要があります。ASC 340-40-25-8の規準は、履行義務の部分的な充足に対するコストを資産計上することを禁止しているため、履行義務が期間に渡って充足されるのか、またはある時点で充足されるのかどうかの判断が、コストの取扱いに影響する可能性があります。

ASU 2014-09による影響を受ける可能性のある、依然として評価中のその他のブローカー・ディーラー取引には下記に関連するものが含まれています。

- ・ **引受収益** — 提起されている論点には、履行義務からの収益をある時点で認識すべきかどうか、および支配の移転が起きるのはいつか、が含まれています。
- ・ **ソフトダラー契約** — 提起されている論点には、(1)ソフトダラー契約は清算／執行契約と結合すべきか、および(2)調査サービスは別個の履行義務に相当するかどうか、が含まれています。

これらの論点および他の論点は、AICPAの**預金・貸出取扱機関の収益認識タスクフォース**および**証券ブローカー・ディーラーの収益認識タスクフォース**が作成した複数の文書の対象となっています。

新しい収益基準のもとでの不動産売却に関する会計処理

ASU 2014-09は、大部分の取引に係る不動産の認識中止のガイダンス⁹を含む、米国会計基準のもとでの現行の収益認識ガイダンスのほとんどを置き換えるものです。多くの関係者が、不動産資産の認識をいつ中止するかについて、本ASUがASC 360-20に基づく現行の明確なガイダンスを削除したことに安堵するであろう一方、事業者は不動産売却に係る過去の会計処理を再評価することを求められる可能性があります。



Connecting the Dots

担保付ローンにおいて抵当権を実行する銀行は、のちにその抵当権実行済不動産を売却する際、いつ「所有不動産」を認識中止できるかを評価するために、現在ASC 360-20を適用することが求められています。ASU 2014-09は、(1)買手の当初および継続的な投資の適切性および、(2)売手の物件に対する継続的関与の評価に関するASC 360-20の要求を削除しました。新しい基準のもとでは、不動産の認識を中止できるか否かを評価するにあたり、銀行は、顧客に対する資産の移転との交換で権利を得るであろう対価を回収する「可能性が高い」か否かを評価する必要があります。加えて、認識中止を妨げるのではなく、売手の処分資産への売却後の関与は、別個の履行義務として会計処理される必要がある可能性があります。

⁹ ASU 2014-09は、不動産売却におけるASC 360-20のガイダンスを削除する一方、ある取引が従前のリースのガイダンスに基づき売却として適格となるものの、ASC 606に基づく売却としては適格とならない状況やその反対の状況が起こり得ます。特に、不動産に関連するセール・アンド・リースバック取引の多くは、従前のリースのガイダンスでは適格とされなかったセール・アンド・リースバック会計に適格となる予定です。

資金調達契約(契約の存在)

現行ガイダンスのもとでは、不動産の売手が買手に資金調達も提供する場合、売手は、資産に対する買手の当初および継続的投資について、その損失のリスクが売手への義務の履行を買手に確実に動機付けるほど、十分な利害を構成するかどうかを判断するために検討しなければなりません。特定の投資要求が満たされなければ、売手は売却を、割賦基準、原価回収基準、または預り金基準により会計処理します。

ASU 2014-09のもとでは、契約が存在するかどうかの判断において、事業者はいくつかの基準を評価しなければなりません。不動産契約が存在するかどうかの評価に関連して特に課題の多い基準の一つは、「事業者が権利を得るであろう対価を回収する可能性が高い」状況になければならないことです。この判断を行うにあたり、事業者は、当該対価の金額をその期限到来時に支払う買手の能力と意思を評価しなければなりません。本ASUはこの評価の実施に関連する現行の米国会計基準のもとでの具体的な当初および継続的投資の基準を維持していませんが、考慮すべきいくつかの要因には、当該不動産のローン資産価値比率、および当該不動産に関する買手の使用目的が含まれます。



Connecting the Dots

回収可能性基準は事業者が権利を得ると予想する金額に基づいて評価する必要がありますが、かかる金額は定められた取引価格であるとは限りません。例えば、事業者が顧客に値引きを提供することを見込んでいるために、これらの2つの金額が異なる可能性があります。したがって事業者は、例えば顧客の信用リスクの評価に基づいて事業者が値引きの提供を見込むかどうかを判断するため、事実および状況を注意深く評価すべきです。

売手が、契約が存在しないと判定する場合、受領金額を預り金として会計処理することになります(当該支払が返還不要である場合でも)。加えて、売手は継続的に、当該取決めが事後において、ASU 2014-09の基準による正当な契約として適格であるか否かを判定するため、受領金額を評価することになります。権利を得ることとなる対価を売手が回収することが確実となれば、売手は、本ASUの認識中止基準により、当該取決めを評価することになります。その代わりに、契約が終了した場合には、売手は受領した返還不要預り金を利益として認識することになります。

履行義務の識別および充足

時には、売手は、売却済資産に関与し続けることがあります(例えば、建設または開発活動のような追加的サービスの提供を通じて)。現行ガイダンスでは、売手が売却済資産に継続的に関与している場合には、利益は通常繰り延べられます。時には、売却として取引を会計処理する代わりに、売手は、(1) 預り金基準を該当取引に適用する、または(2) 資金調達、リース、プロフィット・シェアリング取引として当該取引を会計処理することが要求される可能性があります。ASU 2014-09より前のガイダンスは、売手が売却済資産への継続的関与の結果として、所有に伴う実質的なリスクまたは経済価値を保持しているか否かに焦点を当てています。

対照的に、ASU 2014-09では、取決めが資産への継続的関与を含む場合には、売手は、当該契約における約束された各財貨またはサービスを、それが「別個の履行義務」を表象する、保証を構成する、または支配の移転を妨げるか否かを判定するために評価しなければなりません¹⁰。財貨またはサービスが契約に照らして区別されなければならないという要件を含む、ASC 606-10-25-19の2つの基準が充足される場合、各財貨またはサービスは区別されます(そして、別個の履行義務として扱われます)。さらに、ASC 606-10-25-21は、財貨またはサービスが契約に照らして区別される場合に関するガイダンスを定めています。

¹⁰ 特定の種類の継続的関与は、別個の履行義務を構成しない場合があります。例えば、資産を買い戻すオプションまたは義務については、ASU 2014-09で具体的に取り扱われており、資産の認識を中止することはできません。さらに、ASC 460に基づく保証として適格な売手の義務は、本ASUの適用範囲外となります。

もし、約束された財貨またはサービスが別個の履行義務として扱われる場合、取引価格のうち割り当てられた部分は、事業体が関連する財貨またはサービスの顧客への引渡しまたは提供を行った時点で（または行うに従い）、収益として認識されなければなりません。

発効日および経過措置

利害関係者の懸念の結果として、2015年8月に、FASBはASU 2014-09の発効日を延期するASU 2015-14を発行しました。これに従いASU 2014-09は、PBEについては、2017年12月15日より後に開始する年次報告期間（かかる期間の期中報告期間を含む）より発効します。早期適用は、2016年12月15日より後に開始する年次報告期間（かかる年次期間の期中報告期間を含む）の時点で認められます。

非公開事業体については、当該新基準は2018年12月15日より後に開始する年次報告期間、および2019年12月15日より後に開始する年次報告期間の期中報告期間より発効します。非公開事業体も、以下の時点で当該基準を早期適用を選択できます。

- 2016年12月15日より後に開始する年次報告期間（期中期間を含む）
- 2016年12月15日より後に開始する年次報告期間、および新収益基準が最初に適用される年次報告期間の1年後に開始する年次報告期間の期中期間

事業結合

無形資産 — のれんおよびその他

背景

2017年1月、FASBは、のれんの減損の会計処理に関するASC 350のガイダンスを改訂するASU 2017-04を発行しました。本ASUは、FASBによる簡素化の取組みの一環として、また、年次ののれんの減損テストに係るコストおよび複雑性に関する利害関係者のフィードバックに対応して、発行されました。

ASU 2017-04の主要な規定

ASC 350の現行ガイダンスによれば、のれんの減損は「のれんの帳簿価額が暗示的公正価値を上回っている場合に存在」します。のれんの暗示的公正価値を算定するために、事業体は「報告単位の公正価値を、当該報告単位を事業結合により取得したかのように、すべての資産および負債（未認識の無形資産を含む）に割り当て」なければなりません。このプロセスは、第2ステップと呼ばれており、のれんを直接測定できないことから、多くの場合、多額のコストと複雑性を伴います。ASU 2017-04は、のれんの減損テストから第2ステップを削除し、「報告単位の帳簿価額が公正価値を上回る」場合に事業体が減損損失を認識できるようにすることで、のれんの減損テストの会計処理の簡素化を図っています。当該損失は「当該報告単位に割り当てられたのれんの総額を上限とする」こととなります。



Connecting the Dots

ASU 2017-04は、のれんの減損を、報告単位ののれんの残高に対するのれんの暗示的金額に基づくのではなく、報告単位の帳簿価額に対する報告単位の公正価値に基づいて測定することを要求しています。よって、本ASUに基づくのれんの減損テストは、現行ガイダンスにより実施されるテストに比べ精度が低くなります。新ガイダンスの適用により、事業体は、現行のGAAPでは減損処理されないまたは帳簿価額が減少しないその他の資産の公正価値の下落にすべてまたは一部起因するのれんの減損を計上することができます。

ASU 2017-04では、定性的評価は変更されていません¹¹。しかし、「定性的評価を実施する際の、また定性的テストの規準を満たさない場合にのれんの減損テストの第2ステップを実施する際の、帳簿価額がゼロやマイナスの報告単位に関する要求」が削除されています。その代わりに、帳簿価額がゼロまたはマイナスの報告単位を含むすべての報告単位には、同一の減損テストを適用することになります。



Connecting the Dots

ASU 2017-04では、帳簿価額がゼロまたはマイナスの報告単位は、基本的に減損処理されることはありません。したがって、資産および負債の報告単位への配分に関する判断がより適切となる可能性があります。FASBは、資産および負債の報告単位への配分に関する追加ガイダンスを定めることを検討しましたが、最終的には退けました。本ASUの結論の根拠は「当該アップデートの改訂は、必ずしも報告単位の構成を変更するトリガーとなるものではない」と述べており、「発効日までの期間の長さを考慮すると、財務諸表作成者、監査人および規制当局は、新ガイダンスの適用までになされた変更等、帳簿価額がゼロまたはマイナスとなる報告単位の変更に細心の注意を払わなければならない」と述べています。さらに、「報告単位に対する資産および負債の配分は、減損損失を回避する機会とみなされるべきでなく、報告単位に関する事実および状況に変更があった場合にのみ、当該配分を変更しなければならない」とも述べています。

ASU 2017-04はまた、以下を行っています。

- 事業体によるのれんの減損についての報告単位のテストに関連した、報告単位に対する為替換算調整額の除外および配分に関する要求を明確化する。
- 「事業体は、該当する場合、のれんの減損損失の測定にあたり、報告単位の帳簿価額に対する税務上損金に算入されるのれんによる税効果を考慮しなければならない」ことを明確化する。
- コディフィケーションを通して概要セクションおよび背景セクションを統一化し改善するFASBの取組みの一貫として、特定のASCTピックおよびサブピックのそれらのセクションに軽微な変更を行う。

ASU 2017-04に関する詳しい情報については、デロイトの2017年2月1日付 [Heads Up](#) をご参照ください。

IFRSとのコンバージェンス

ASC 350に基づき、のれんの減損テストから第2ステップが削除されることにより、米国会計基準は、1つのステップから成る減損テストを定めるIFRSとの緊密な整合が図られます。ただし、IAS第36号により要求される減損テストは、米国会計基準で要求される報告単位レベルではなく、資金生成単位または資金生成単位のグループのレベルで実施されます。さらにIAS第36号では、事業体は、資金生成単位の帳簿価額を回収可能金額と比較することを要求されますが、ASU 2017-04では、事業体は、報告単位の帳簿価額をその公正価値と比較することを要求されています。

¹¹ 報告単位の帳簿価額がその公正価値を上回る可能性の方が高いかどうかを判断するためのASC 350-20-35-3Aから35-3Gに記載される任意の評価は、一般的に定性的評価またはステップ0と呼ばれています。

発効日および経過措置

SEC登録会社¹²であるPBEについては、ASU2017-04は、2019年12月15日より後に開始する期間の年次および期中の減損テストに対して発効します。SEC登録会社でないPBEは、2020年12月15日より後に開始する期間の年次および期中の減損テストに対して、新ガイダンスを適用しなければなりません。その他のすべての事業体については、2021年12月15日より後に開始する期間の年次および期中の減損テストに対して発効します。早期適用は、2017年1月1日以降の年次および期中の減損テストについて、2017年1月1日時点ですべての事業体に認められています。

事業の定義の明確化

背景

2017年1月、FASBは、事業(business)の定義に関するプロジェクトのフェーズ I に関するガイダンスを提供するASU 2017-01を公表しました。このASUは、現在の事業の定義は広く解釈され過ぎており、資産の取得により近似している場合でも多くの取引が事業結合として会計処理されている、という懸念に応じて発行されました。

本ASU 2017-01では、

- 「スクリーン」が示されており、それを満たした場合は追加評価を実施する必要がなくなる。事業体は、資産と活動の統合した組合せ(一般的に「組合せ」という)が事業であるかどうかを判断する際に、当該スクリーンの使用を要求される。取得した(または処分した)総資産の公正価値のほとんどすべてが単一の識別可能な資産または類似した識別可能な資産のグループに集中している場合には、スクリーンが満たされるため、当該組合せは事業ではない。当該スクリーンの目的は追加評価が必要な取引の数を減らすことにある。
- スクリーンが満たされない場合、組合せがアウトプットを生み出す能力に全体で大幅に寄与するインプットと実質的なプロセスを最低限含んでいる場合にのみ、当該組合せは事業を構成することが定められている。
- 市場参加者が欠落している要素を置換できるかどうかの評価を削除する。
- 「アウトプット」という用語の定義を狭め、ASC 606に記載されているものと整合させる。



Connecting the Dots

事業結合と資産の取得の会計処理は異なることから、本ASUは銀行および証券業界に影響を与える可能性があります。例えば、取得コストは、事業結合では費用に、資産の取得では資産に計上します。したがって、事業の定義を狭めることは資産の取得を増やすことになるため、資産計上されるコストが増加することになります。

¹⁰ ASCマスター用語集では「SEC登録会社」は、以下のように定義されます。

「以下のいずれかに、財務諸表を登録または具備することが要求される事業体:

a. 証券取引委員会(SEC)

b. 改訂後の1934年米国証券取引法セクション12(i)の対象となる事業体に関して、そのセクションのもとでの適切なエージェンシー(agency)

財務諸表が他のSEC登録会社による提出書類に含まれるが、その他の方法ではSEC登録会社ではない他の事業体に関する財務諸表は、この定義には含まれない。」

SEC登録会社には、財務諸表または財務情報を他の事業体によるSECへの提出書類(例えば、SECレギュレーションS-X規則3-09「非連結子会社および50パーセント以下を所有されている者の個別財務諸表」またはSECレギュレーションS-X規則3-05「取得されたまたは取得される事業の財務諸表」およびSECレギュレーションS-X規則4-08(g)「非連結子会社および50パーセント以下を所有されている者の要約財務情報」に準拠したもの)に含めることが要求されるまたは含まれるが、その他の方法ではSEC登録会社ではない事業体は含まれません。

「単一の識別可能な資産」または「類似した識別可能な資産のグループ」に関するスクリーン

ASU 2017-01では、現金および現金同等物、繰延税金資産ならびに繰延税金負債の影響によって生じるのれんは、事業体が上記のスクリーンを適用した場合、総資産の集中に関する評価から除外します。総資産の公正価値が、スクリーンに従って集中していない場合には、事業体は、ASUの枠組みを適用して、インプットと実質的なプロセスの両方が存在しており、それらが一体となってアウトプットを創出する能力に寄与しているかについて評価することになります。



Connecting the Dots

総資産の集中に関する判定にあたって、金融資産と非金融資産（例えば、顧客預け金と顧客関係）、異なる主要区分の金融資産（例えば、現金、売掛金、および市場性のある有価証券）の組合せは、いずれも認められていません。また、同一の主要な資産区分に含まれるが、リスク特性が大幅に異なる識別可能な資産の組合せも認められません。

インプットおよび実質的なプロセスに関する要求

ASU 2017-01では、組合せがインプットと実質的なプロセスを含んでおり、それらが一体となってアウトプットを創出する能力に寄与しているかを判定するための枠組みを提供しています。組合せにアウトプットが未だない時点では、組合せが、取得したプロセス（またはプロセスのグループ）を遂行するために必要な技能、知識または経験を有する組織化された労働力を含んでおり、それが、取得したインプットに適用した場合に、アウトプットの生産を継続する能力にとって決定的なものである場合に限り、当該組合せは実質的なプロセスを含んでいることとなります。本ASUは、アウトプットのある組合せについては、組合せが実質的なプロセスを含んでいるかの厳格性が相対的に低い判定規準を含んでいます。組織化された労働力が実質的なプロセスに相当する場合がありますが、たとえ組織化された労働力がなくても、取得したプロセスが、アウトプットの生産を継続する能力に寄与しており、かつ多大なコスト、労力または遅延を生じずに入れ替えることができないか、独特または希少と考えられる場合には、当該組合せは実質的なプロセスを含んでいる可能性があります。

アウトプットの定義

現行ガイダンス(ASC 805-10-55-4)では、アウトプットとは「投資家またはその他の所有者、構成員または参加者に対し、配当、低コストまたはその他の経済的便益という形でのリターンを直接的に提供するかまたは提供する能力を有するインプットおよび当該インプットに適用されたプロセスの成果」と定義しています。ASU 2017-01ではこの定義を変更し、「顧客への財貨またはサービス、投資収益(配当または利息など)または他の収益をもたらすインプットおよび当該インプットに適用されたプロセスの成果」としています。このアウトプットの定義の改訂により、当該定義はASC 606(新たな収益基準)のアウトプットの説明と整合するものとなっています。

発効日および経過措置

PBEについては、ASU 2017-01は、2017年12月15日より後に開始する年次期間(かかる期間の期中期間を含む)から適用となります。その他のすべての事業体については、2018年12月15日より後に開始する年次期間、および2019年12月15日より後に開始する年次期間の期中期間から適用となります。

早期適用は、以下のように認められます。

- 取得日が本ASUの発行日または発効日より前の取引については、発行済みまたは発行が可能となった財務諸表に当該取引が報告されていない場合にのみ、適用が認められる。
- 本ASUの発行日または発効日より前の、子会社が連結から除外されるまたは資産グループの認識が中止される取引については、発行済みまたは発行が可能となった財務諸表に当該取引が報告されていない場合にのみ、適用が認められる。

ASU 2017-01に関する追加情報については、デロイトの2017年1月13日付[Heads Up](#)をご覧ください。

従業員株式ベースド支払に関する会計処理の改善

2017年5月、FASBは、株式ベースド支払の取決めにに関する修正会計処理の適用範囲を変更するASU 2017-09を発行しました。本ASUは、ASC 718に基づき事業体が修正会計処理を適用することを要求される株式ベースド支払報奨の条件変更の種類に関するガイダンスを提供しています。具体的には、報奨の公正価値、権利確定条件および分類が修正の直前直後で同一である場合、事業体は修正会計処理を適用しないことになります。

背景

FASBは、ASC 718-20-20が修正を「株式ベースド支払報奨の条件のいずれかの変更」(強調追加)として定義していることを踏まえて、ASC 718の修正ガイダンスの適用範囲を変更することを決定しました。この広義の定義により、事業体が修正会計処理を適用する株式ベースド支払報奨の変更の種類に関して、実務上の多様性が生じる可能性があります。したがって、明確化し、多様性、コストおよび複雑性を低減するために、FASBはASU 2017-09を発行しました。

以下の設例1および2は、当初の報奨の権利確定が見込まれるかどうかに応じて修正会計処理を事業体が適用する場合の影響について説明しています。

設例1

事業体Aは、資本に分類され、付与日における公正価値に基づく測定値1百万ドルの制限付株式単位を従業員に付与している。その後Aは、報奨が権利確定する前に、権利確定期間中に配当への参加が可能となるよう条件変更した。配当への参加の追加が報奨の公正価値に基づく測定を変更し、修正日における株式に基づく測定値は、修正直前に1.5百万ドル、直後に1.6百万ドルであると仮定する。また、(権利確定条件や分類を含めて)報奨に関する他の変更はない。Aが修正会計処理を適用し、報奨が修正日に権利確定することが見込まれる場合、Aは、(報酬コスト合計1.1百万ドルに関して)残りの必要な勤務期間にわたり増分報酬コスト100,000ドルを認識する。ただし、Aが修正会計処理を適用し、報奨が修正日に権利確定することが見込まれない場合、(報奨が権利確定することがその後見込まれる、または実際に権利確定するときに)認識すべき報酬コストは、変更日における公正価値に基づく測定値1.6百万ドルに基づくことになる。

設例2

事業体Bは、資本に分類され、付与日における公正価値に基づく測定値1百万ドルの制限付株式単位を従業員に付与している。その後Bは、報奨が権利確定する前に、基礎となる株式に条件付で公正価値で買戻す特性を追加するよう条件変更した。買戻特性の追加は報奨の公正価値測定も分類も変更せず、修正日の公正価値に基づく測定値は、(修正の直前直後の両方で)1.5百万ドルであると仮定する。また、(権利確定条件を含めて)報奨に関する他の変更はない。Bが修正会計処理を適用し、報奨が修正日に権利確定することが見込まれる場合、この修正に関する会計上の影響はない。これは、公正価値に基づく測定が増加せず、報酬コストは引き続き付与日の公正価値に基づく測定値1百万ドルに基づくためである。しかし、Bが修正会計処理を適用し、報奨が修正日に権利確定することが見込まれない場合、(報奨が権利確定することがその後見込まれる、または実際に権利確定するときに)認識すべき報酬コストは、変更日における公正価値に基づく測定値1.5百万ドルに基づくことになる。

ASU 2017-09の規定(以下の説明参照)に基づき、Bは修正会計処理を適用しない。これは、報奨の公正価値に基づく測定、権利確定条件および分類が修正の直前直後で同一であるためである。したがって、修正日に報奨が権利確定することが見込まれるか否かにかかわらず、認識された報酬コストは引き続き付与日の公正価値に基づく測定値1百万ドルに基づくことになる。

ASU 2017-09の主要な規定

修正会計処理の適用範囲

ASU 2017-09は、事業体が修正会計処理を適用する状況を限定しています。報奨が修正される場合、以下のすべての規準を満たす場合には、事業体はASC 718-20-35-3から35-9のガイダンスを適用しません。

- ・「修正後の報奨の公正価値(または、代替的測定法を使用する場合には算定価値もしくは本源的価値)が修正直前の当初の報奨の公正価値(または、代替的測定法を使用する場合には算定価値もしくは本源的価値)と同一である」
- ・「修正後の権利確定条件が修正直前の当初の報奨の権利確定条件と同一である」
- ・「修正後の報奨の資本商品または負債商品としての分類が修正直前の当初の報奨の分類と同一である」



Connecting the Dots

資本を再構築する際、報奨がストック・オプションである場合に、事業体が(裁量によらない既存の希薄化防止条項に従い)本源的価値に基づく「補填」を従業員に行うことは一般的ではありません。特定の状況において、修正後のストック・オプションの公正価値に基づく測定は、本源的価値が同一のままでも資本の再構築により変動することがあります。ASU 2017-09に基づき、事業体は、「代替的測定法を使用する場合において」のみ、修正会計処理を適用すべきかの判断において修正前後の本源的価値を比較します。したがって、株式ベースド支払報奨に関する報酬コストを算定し認識するために公正価値に基づく測定値を使用する際、事業体は、修正の直前直後で本源的価値が同じであっても公正価値に基づく測定が変動している場合にも修正会計処理を適用することを要求されます。

公正価値評価に関連する明確化

ASC 718-20-35-2A(a)は、「報奨の評価に使用する評価手法のインプットのいずれも修正の影響を受けない場合、事業体は修正の直前直後の価値を見積ることを要求されない」と述べています。



Connecting the Dots

ASU 2017-09のBC16において、FASBは、事業体が常に修正後の報奨の公正価値に基づく測定を見積る必要があるとは考えていないと述べました。代わりに、事業体は、修正が報奨に関して適用した評価手法に用いるインプットのいずれかに影響を及ぼすかを判断することができます。例えば、事業体が法定源泉所得税の要求に関連して株式ベースド支払の取決めの純額決済条件を変更する場合、この変更は事業体が報奨を評価するために行った方法で使用したいずれのインプットにも影響を及ぼしようにありません。どのインプットも影響を受けないのであれば、事業体は、修正の直前直後に公正価値に基づく測定を見積ることを要求されません(すなわち、事業体は公正価値に基づく測定は同一であると結論付けることができます)。

本ASUの結論の根拠による例

ASU 2017-09の結論の根拠は、(1)通常修正会計処理が要求されない報奨の変更、および(2)通常修正会計処理が要求される報奨の変更の例(これらは「性質上教育的で、包括的でなく、718-20-35-2Aのガイダンスを無効とするために使用してはならない」)を提供しています。以下の表はこれらの例を要約しています。

修正会計処理が要求されない変更の例	修正会計処理が要求される変更の例
<ul style="list-style-type: none"> 会社名、会社所在地または工場名等の事務管理上の変更 報奨の分類に影響を及ぼさない源泉所得税に関連する純額決済条項の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 価値の変動を生じさせるストック・オプションのプライシング変更 勤務条件の変更 業績条件または市場条件の変更 報奨の再分類(資本から負債へ、またはその逆)を生じさせる報奨の変更 報奨の権利確定を加速させる事業単位の売却を見越した整理解雇条項の追加



Connecting the Dots

株式ベースド支払制度には通常、特定の偶発的な事象(例えば、正当な理由による終了、競業禁止条項違反、財務諸表の重要な修正再表示等)の発生時に報奨の回収を認めるクローバック条項が含まれています。ASC 718-10-30-24に基づき、クローバック条項は通常、報奨の公正価値に基づく測定値の見積りに反映されません。したがって、報奨へのクローバック条項の追加により、修正会計処理が適用されることになるとは考えていません。なぜなら、クローバック条項は通常、報奨の公正価値、権利確定条件、分類を変更しないからです。

発効日

すべての事業体について、ASU 2017-09は、2017年12月15日より後に開始する年次報告期間(かかる年次報告期間の期中期間を含む)より発効します。期中期間における適用を含む、早期適用が認められます。

経過措置および関連する開示

ASU 2017-09の改訂は、発効日以後に修正される報奨に将来に向かって適用されなければなりません。通常、修正は大半の事業体にとって経常的でないため、移行時の開示は要求されません。

制限付預金

背景

2016年11月、FASBは、ASC 230を改訂し、制限付預金の分類および表示に関するガイダンスを明確化するASU 2016-18を発行しました。本ASUはEITFによる以下のコンセンサスの結果です。

- 事業体は、制限付預金および制限付預金同等物と見なされる金額を、キャッシュ・フロー計算書上、現金および現金同等物に含める必要がある。EITFは、「制限付預金」および「制限付預金同等物」の用語を定義しないことを決定したが、事業体は引き続き他のGAAPに従い制限付預金の会計方針について適切な開示を行う必要があり、また会計方針の変更を行う場合には、ASC 250に基づく評価が必要になるとの見解である。
- 現金、現金同等物、制限付預金および制限付預金同等物に関して複数の科目が財政状態計算書に含まれている場合には、財政状態計算書とキャッシュ・フロー計算書間の調整表を開示しなければならない。
- 現金、現金同等物と制限付預金および制限付預金同等物の間の振替えにより生じた制限付預金および制限付預金同等物の変動は、キャッシュ・フロー計算書のキャッシュ・フローの活動として表示してはならない。
- 制限付預金および制限付預金同等物として通常記載される金額につき重要な残高を有する事業体は、当該制限の内容に関する情報を開示しなければならない。



Connecting the Dots

ASU 2016-18のガイダンスを適用する際、ブローカー・ディーラーは規制上制限付預金として分別する預金について検討する可能性が極めて高くなります。

発効日および経過措置

PBEについては、ASU 2016-18のガイダンスは2017年12月15日より後に開始する事業年度(かかる事業年度の期中期間を含む)より適用となります。その他のすべての事業体については、2018年12月15日より後に開始する事業年度、および2019年12月15日より後に開始する期中期間から発効します。早期適用は認められています。報告事業体は当ガイダンスを遡及適用します。



Connecting the Dots

2016年8月、FASBはASU 2016-15を発行しました。これはキャッシュ・フロー計算書における特定の現金の受取および支払の分類に関するガイダンスを追加または明確化すべく、ASC 230を改訂するものです。本ASUは、(1)債券の期限前償還または債務の消滅コスト、(2)事業結合後の条件付対価の支払、および(3)持分法適用投資先から受け取った分配金等の項目に関するガイダンスを追加または明確化するものです。さらなる情報については、デロイトの2016年8月30日付Heads Upをご参照ください。

付録

付録A – 2017年に発効した会計基準の要約

以下の表は、2017暦年に発効した特定のASUを一覧にしています(早期適用が認められていたとしても、これらのASUは2017年より前に早期適用されなかったという前提であることにご留意ください)。

ASU (発行日)	PBEに対する 発効日	非PBEに対する 発効日	早期適用は 認められる か?	デロイトの リソース
ASU 2017-03「会計上の変更 および誤謬の訂正(トピック 250)および投資-持分法およ びジョイント・ベンチャー(トピッ ク323):2016年9月22日および 2016年11月17日のEITFの会 合におけるスタッフのアナウン スメントに従ったSECのパラグ ラフの改訂」(2017年1月23日)	発行時に発効	発行時に発効	該当なし	2017年1月24日付 news article
ASU 2016-09「従業員株式ベ ースド支払に関する会計処理の 改善」(2016年3月30日)	2016年12月15日より 後に開始する事業年 度およびかかる事業 年度の期中期間	2017年12月15日より 後に開始する年次期 間および2018年12月 15日より後に開始する 事業年度の期中期間	認められる	2016年4月21日付 Heads Up
ASU 2015-16「測定期間調整 の会計処理の簡素化」(2015 年9月25日)	2015年12月15日より 後に開始する事業年 度(およびかかる事業 年度の期中期間)	2016年12月15日より 後に開始する事業年 度および2017年12月 15日より後に開始する 事業年度の期中期間 本ASUの改訂は発効 日後に発生する暫定 金額の修正に将来に 向かって適用される	認められる	2015年9月30日付 Heads Up

(表の続き)

ASU (発行日)	PBEに対する 発効日	非PBEに対する 発効日	早期適用は 認められる か?	デロイトの リソース
ASU 2015-09「短期契約に関する開示」(2015年5月21日)	2015年12月15日より後に開始する年次期間および2016年12月15日より後に開始する年次期間の期中期間	2016年12月15日より後に開始する年次期間および2017年12月15日より後に開始する年次期間の期中期間	認められる	2015年5月 Insurance Spotlight
ASU 2015-05「クラウドコンピューティング契約において支払った手数料の顧客の会計処理」(2015年4月15日)	2015年12月15日より後に開始する年次期間(およびかかる年次期間の期中期間)	2015年12月15日より後に開始する年次期間および2016年12月15日より後に開始する年次期間の期中期間	認められる	2015年4月17日付 Heads Up
ASU 2015-04「従業員確定給付債務および制度資産の測定日に関する実務的簡便法」(2015年4月15日)	2015年12月15日より後に開始する事業年度(およびかかる事業年度の期中期間)	2016年12月15日より後に開始する事業年度および2017年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間	認められる	2015年4月17日付 Heads Up
ASU 2015-03「起債コストの表示の簡素化」(2015年4月7日)	2015年12月15日より後に開始する事業年度(およびかかる事業年度の期中期間)	2015年12月15日より後に開始する事業年度および2016年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間	認められる	2015年6月18日付 Heads Up
ASU 2015-02「連結分析の修正」(2015年2月18日)	2015年12月15日より後に開始する事業年度(およびかかる事業年度の期中期間)	2016年12月15日より後に開始する事業年度および2017年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間	認められる	2015年12月29日付 Heads Up (当初2015年5月26日発行)

(表の続き)

ASU (発行日)	PBEに対する 発効日	非PBEに対する 発効日	早期適用は 認められる か?	デロイトの リソース
ASU 2014-16「株式の形式で発行された混合金融商品の主契約が負債または資本のどちらに類似するか ¹ の判断—FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」(2014年11月3日)	2015年12月15日より後に開始する事業年度(およびかかる事業年度の期中期間)	2015年12月15日より後に開始する事業年度および2016年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間	認められる	2014年9月 EITF Snapshot
ASU 2014-15「継続企業として存続する事業体の能力に関する不確実性の開示」(2014年8月27日)	2016年12月15日より後に開始する年次期間およびその後の期中期間	2016年12月15日より後に開始する年次期間およびその後の期中期間	認められる	2014年8月28日付 Heads Up
ASU 2014-13「連結担保付資金調達事業体の金融資産および金融負債の測定—FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」(2014年8月5日)	2015年12月15日より後に開始する年次期間(およびかかる事業年度の期中期間)	2016年12月15日より後に終了する年次期間および2016年12月15日より後に開始する期中期間	認められる	2014年6月 EITF Snapshot

付録B — FASBのプロジェクトの現在の状況

以下の表は、FASBによる進行中の基準設定プロジェクトの現在の状況と次のステップを要約しています(特定のプロジェクトのみであり、調査研究の取組みは除きます)。

プロジェクト	状況および次のステップ	デロイトのリソース
認識および測定のプロジェクト		
連結の再構成および 的を絞った改善	2017年9月20日、FASBは、ASC 810における連結のガイダンスを議決権持分事業体および変動持分事業体(VIE)のついてのサブピックに分割することで再構成するASU案を発行しました。これらの新たなサブピックは新たなトピックであるASC 812に含まれ、ASC 812はASC 810を差し替えます。同ASU案に対するコメントの期限は2017年12月4日でした。	2016年11月8日付および2017年3月14日付 journal entry、2017年 10月5日付 Heads Up
連結:VIEに関する関 連当事者のガイダン スの的を絞った改善	2017年6月22日、FASBはASU案を発行しました。同案のもとでは、(1)非公開会社は、「連結について評価する親会社と報告事業体の両方が公開ビジネス事業体でない場合、...共通支配下の法的事業体にVIEのガイダンスを適用する必要はなく」、(2)「共通支配の取決めにおいて関連当事者を通じて保有する間接的持分は、意思決定者およびサービス提供者に支払う手数料が、変動持分に相当するかどうかの判断に関して比例ベースで検討し」、(3)「パワーが関連当事者間で共有されている、または共通支配下の関連当事者がグループとして支配財務持分の特徴を有するが個々の法的事業体が支配財務持分を有さない」場合、連結は義務ではなくなります。同ASU案に対するコメントの期限は2017年9月5日でした。	2017年7月14日付 Heads Up
負債と資本の区別	FASBは、2017年9月20日にこのプロジェクトをテクニカル・アジェンダに追加しました。本プロジェクトの目的は、「財務諸表利用者に提供する情報の目的適合性を犠牲にすることなく、指数化および決済(デリバティブの適用除外との関連において)、転換可能債券、開示および1株当たり利益に注目して、理解可能性を高め、複雑性を低減する」ことにあります。	

(表の続き)

プロジェクト	状況および次のステップ	デロイトのリソース
認識および測定のプロジェクト		
<p>保険：長期契約に関する会計処理の絞った改善</p>	<p>2016年9月29日、FASBは、特定の長期保険契約に関して米国会計基準に基づく会計処理および開示モデルを改訂するASU案を発行しました。FASBは、同案が長期保険契約に関する財務報告の以下の点を改善すると考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 特定の種類の長期保険契約に関する将来保険給付の保険負債の測定 • 市場リスクに係る給付の測定および表示 • DACの償却 • 表示および開示 	<p>2016年10月 <i>Insurance Spotlight</i>、2017年8月4日および2017年11月8日 journal entry</p>
<p>この改訂案はASC 944の適用範囲を変更するものではありません。したがって、ASC 944の長期保険契約の会計処理および開示のガイダンスの対象となる事業体の種類を変更するものではありません。</p>		
<p>同案に対するコメントの期限は2016年12月15日でした。公開円卓会議が2017年4月に開催され、FASBは2017年8月に再審議を開始しました。</p>		
<p>再審議において、FASBは、将来保険給付の保険負債に関連する会計モデル案の主要な側面(キャッシュ・フローの前提条件の更新の影響をキャッチアップ・ベースで算定し損益に計上する保険者への要求を含む)を暫定的に再確認しました。しかし、FASBは、当該モデルの適用を従来型の無配当契約および短期払込契約に限定することを暫定的に決定しました。さらにFASBは、保険者がアッパーミディアム格の(信用リスクの低い)固定収益商品の最新の利回りを用いて将来キャッシュ・フローを割り引かなければならないことも暫定的に決定しました。また、(1)有配当保険契約について現行の会計モデルを保持し(ただし、DACの償却モデルの変更は当該契約にも適用されます)、(2)市場リスクに係る給付の会計モデルの適用範囲を拡大して一般勘定預金(または勘定残高)商品を含め、(3)特定の開示に関する要求を修正することも暫定的に決定しました。これに加えて、FASBは、移行規定案を変更して、保険者に、移行日現在の帳簿価額および更新した将来の仮定に基づき(AOCIの関連金額をすべて除去するよう修正して)有効なすべての契約に改訂案を適用することを要求しています。ただし、保険者は、契約開始時の実績を用いて、(利益剰余金の開始残高に累積的キャッチアップ修正を行う)遡及移行法を適用する選択をすることができます。将来保険給付の保険負債に遡及移行法の適用を選択する保険者は、DACにも遡及移行法を適用しなければなりません。最終ASUの発効日について、FASBはまだ審議していません。</p>		
<p>これらの暫定的決定はすべて、さらなる再審議において変更される可能性があります。最終基準は2018年に発行されると予想されます。</p>		

(表の続き)

プロジェクト	状況および次のステップ	デロイトのリソース
認識および測定のプロジェクト		
非従業員株式ベース ド支払に関する会計 処理の改善	2017年3月7日、FASBは、財貨およびサービスに関して非従業員に付与する株式ベースド支払に関する会計処理を簡素化するASU案を発行しました。本案に基づき、当該支払に関するガイダンスの大半は、従業員に付与する株式ベースド支払に関する要求と同じになります。同ASU案に対するコメントの期限は2017年6月5日でした。	2017年3月10日付 Heads Up
表示および開示のプロジェクト		
債務の貸借対照表 上の分類の簡素化	2017年1月10日、FASBは、債務を分類貸借対照表において流動と非流動のどちらに分類すべきかの判断の複雑性を低減するASU案を発行しました。同案に対するコメントの期限は2017年5月5日でした。2017年6月28日、FASBは、受け取ったコメントの概要について議論しました。2017年9月13日、FASBは、再審議の結論に達し、書面による決議投票のために最終ASUを起草するようスタッフに指示しました。FASBは本ASUを2018年第1四半期に発行する予定です。	2017年1月12日付 Heads Up 、 2017年9月15日付 journal entry

付録C — 基準書その他の公表物の一覧

以下は、本出版物で言及した基準書およびその他の公表物の題名です。

FASB会計基準アップデート(ASU)

ASU 2017-12, *Derivatives and Hedging (Topic 815): Targeted Improvements to Accounting for Hedging Activities* (ASU 2017-12「デリバティブおよびヘッジ(トピック815):ヘッジ活動に関する会計処理の的を絞った改善」)

ASU 2017-09, *Compensation — Stock Compensation (Topic 718): Scope of Modification Accounting* (ASU 2017-09「報酬—株式報酬(トピック718):修正会計処理の適用範囲」)

ASU 2017-08, *Receivables — Nonrefundable Fees and Other Costs (Subtopic 310-20): Premium Amortization on Purchased Callable Debt Securities* (ASU 2017-08「債権—返金不能な手数料およびその他のコスト(サブトピック310-20):購入した償還可能負債証券に係るプレミアムのアモチゼーション」)

ASU 2017-05, *Other Income — Gains and Losses From the Derecognition of Nonfinancial Assets (Subtopic 610-20): Clarifying the Scope of Asset Derecognition Guidance and Accounting for Partial Sales of Nonfinancial Assets* (ASU 2017-05「その他の収益—非金融資産の認識の中止による損益(サブトピック610-20):非金融資産の部分的売却に関する資産の認識中止のガイダンスおよび会計処理の適用範囲の明確化」)

ASU 2017-04, *Intangibles — Goodwill and Other (Topic 350): Simplifying the Test for Goodwill Impairment* (ASU 2017-04「無形資産—のれんおよびその他(トピック350):のれんの減損テストの簡素化」)

ASU 2017-03, *Accounting Changes and Error Corrections (Topic 250) and Investments — Equity Method and Joint Ventures (Topic 323): Amendments to SEC Paragraphs Pursuant to Staff Announcements at the September 22, 2016 and November 17, 2016 EITF Meetings* (ASU 2017-03「会計上の変更および誤謬の訂正(トピック250)および投資—持分法およびジョイント・ベンチャー(トピック323):2016年9月22日および2016年11月17日のEITFの会合におけるスタッフのアナウンスメントに従ったSECのパラグラフの改訂」)

ASU 2017-01, *Business Combinations (Topic 805): Clarifying the Definition of a Business* (ASU 2017-01「事業結合(トピック805:事業の定義の明確化」)

ASU 2016-20, *Technical Corrections and Improvements to Topic 606, Revenue From Contracts With Customers* (ASU 2016-20「トピック606『顧客との契約から生じる収益』のテクニカルな訂正および改善」)

ASU 2016-18, *Statement of Cash Flows (Topic 230): Restricted Cash — a consensus of the FASB Emerging Issues Task Force* (ASU 2016-18「キャッシュ・フロー計算書(トピック230):制限付預金—FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」)

ASU 2016-15, *Statement of Cash Flows (Topic 230): Classification of Certain Cash Receipts and Cash Payments — a consensus of the FASB Emerging Issues Task Force* (ASU 2016-15「キャッシュ・フロー計算書(トピック230):一定の現金収支の分類—FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」)

ASU 2016-13, *Financial Instruments — Credit Losses (Topic 326): Measurement of Credit Losses on Financial Instruments* (ASU 2016-13「金融商品—信用損失(トピック326):金融商品に係る信用損失の測定」)

ASU 2016-12, *Revenue From Contracts With Customers (Topic 606): Narrow-Scope Improvements and Practical Expedients* (ASU 2016-12「顧客との契約から生じる収益(トピック606):狭い範囲の改善および実務的簡便法」)

ASU 2016-11, *Revenue Recognition (Topic 605) and Derivatives and Hedging (Topic 815): Rescission of SEC Guidance Because of Accounting Standards Updates 2014-09 and 2014-16 Pursuant to Staff Announcements at the March 3, 2016 EITF Meeting* (ASU 2016-11「収益認識(トピック605)ならびにデリバティブおよびヘッジ(トピック815):2016年3月3日のEITFの会合におけるスタッフのアナウンスメントに従った会計基準アップデート2014-09および2014-16によるSECガイダンスの廃止」)

ASU 2016-10, *Revenue From Contracts With Customers (Topic 606): Identifying Performance Obligations and Licensing* (ASU 2016-10「顧客との契約から生じる収益(トピック606):履行義務の識別およびライセンス付与」)

ASU 2016-09, *Compensation — Stock Compensation (Topic 718): Improvements to Employee Share-Based Payment Accounting* (ASU 2016-09「報酬—株式報酬(トピック718):従業員株式ベース支払に関する会計処理の改善」)

ASU 2016-08, *Revenue From Contracts With Customers (Topic 606): Principal Versus Agent Considerations (Reporting Revenue Gross Versus Net)* (ASU 2016-08「顧客との契約から生じる収益(トピック606): 本人か代理人かの検討(収益を総額で報告するか、純額で報告するか)」)

ASU 2016-02, *Leases (Topic 842)* (ASU 2016-02「リース(トピック842)」)

ASU 2016-01, *Financial Instruments — Overall (Subtopic 825-10): Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities* (ASU 2016-01「金融商品－全体(サブトピック825-10): 金融資産および金融負債の認識および測定」)

ASU 2015-16, *Business Combinations (Topic 805): Simplifying the Accounting for Measurement-Period Adjustments* (ASU 2015-16「事業結合(トピック805)測定期間調整の会計処理の簡素化」)

ASU 2015-14, *Revenue From Contracts With Customers (Topic 606): Deferral of the Effective Date* (ASU 2015-14「顧客との契約から生じる収益(トピック606): 発効日の延期」)

ASU 2015-09, *Financial Services — Insurance (Topic 944): Disclosures About Short-Duration Contracts* (ASU 2015-09「金融サービス－保険(トピック944): 短期契約に関する開示」)

ASU 2015-05, *Intangibles — Goodwill and Other — Internal-Use Software (Subtopic 350-40): Customer's Accounting for Fees Paid in a Cloud Computing Arrangement* (ASU 2015-05「無形資産－のれんおよびその他－自社利用のソフトウェア(サブトピック350-40): クラウドコンピューティング契約で支払った手数料の顧客の会計処理」)

ASU 2015-04, *Compensation — Retirement Benefits (Topic 715): Practical Expedient for the Measurement Date of an Employer's Defined Benefit Obligation and Plan Assets* (ASU 2015-04「報酬－退職給付(トピック715): 従業員の確定給付債務および制度資産の測定日に関する実務的簡便法」)

ASU 2015-03, *Interest — Imputation of Interest (Subtopic 835-30): Simplifying the Presentation of Debt Issuance Costs* (ASU 2015-03「利息－利息の帰属(サブトピック835-30): 起債コストの表示の簡素化」)

ASU 2015-02, *Consolidation (Topic 810): Amendments to the Consolidation Analysis* (ASU 2015-02「連結(トピック810): 連結分析の改訂」)

ASU 2014-16, *Derivatives and Hedging (Topic 815): Determining Whether the Host Contract in a Hybrid Financial Instrument Issued in the Form of a Share Is More Akin to Debt or to Equity — a consensus of the FASB Emerging Issues Task Force* (ASU 2014-16「デリバティブおよびヘッジ(トピック815): 株式の形式で発行された混合金融商品の主契約が負債または資本のどちらに類似するかを判断－FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」)

ASU 2014-15, *Presentation of Financial Statements — Going Concern (Subtopic 205-40): Disclosure of Uncertainties About an Entity's Ability to Continue as a Going Concern* (ASU 2014-15「継続企業として存続する事業体の能力に関する不確実性の開示」)

ASU 2014-13, *Consolidation (Topic 810): Measuring the Financial Assets and the Financial Liabilities of a Consolidated Collateralized Financing Entity — a consensus of the FASB Emerging Issues Task Force* (ASU 2014-13「連結(トピック810): 連結担保付資金調達事業体の金融資産および金融負債の測定－FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」)

ASU 2014-09, *Revenue From Contracts With Customers (Topic 606)* (ASU 2014-09「顧客との契約から生じる収益(トピック606)」)

FASB 会計基準コーディフィケーション (ASC) トピック

ASC 230, *Statement of Cash Flows* (ASC 230「キャッシュ・フロー計算書」)

ASC 250, *Accounting Changes and Error Corrections* (ASC 250「会計上の変更および誤謬の訂正」)

ASC 310, *Receivables* (ASC 310「債権」)

ASC 320, *Investments — Debt and Equity Securities* (ASC 320「投資－負債証券および持分証券」)

ASC 321, *Investments — Equity Securities* (ASC 321「投資－持分証券」)

ASC 323, *Investments — Equity Method and Joint Ventures* (ASC 323「投資－持分法およびジョイント・ベンチャー」)

ASC 325, *Investments — Other* (ASC 325「投資－その他」)

ASC 326, *Financial Instruments — Credit Losses* (ASC 326「金融商品－信用損失」)

ASC 340, *Other Assets and Deferred Costs* (ASC 340「その他の資産および繰延コスト」)

ASC 350, *Intangibles — Goodwill and Other* (ASC 350「無形資産－のれんおよびその他」)

ASC 360, *Property, Plant, and Equipment* (ASC 360「有形固定資産」)

ASC 405, *Liabilities* (ASC 405「負債」)
ASC 460, *Guarantees* (ASC 460「保証」)
ASC 605, *Revenue Recognition* (ASC 605「収益認識」)
ASC 606, *Revenue From Contracts With Customers* (ASC 606「顧客との契約から生じる収益」)
ASC 718, *Compensation — Stock Compensation* (ASC 718「報酬—株式報酬」)
ASC 805, *Business Combinations* (ASC 805「事業結合」)
ASC 810, *Consolidation* (ASC 810「連結」)
ASC 815, *Derivatives and Hedging* (ASC 815「デリバティブおよびヘッジ」)
ASC 820, *Fair Value Measurement* (ASC 820「公正価値測定」)
ASC 825, *Financial Instruments* (ASC 825「金融商品」)
ASC 840, *Leases* (ASC 840「リース」)
ASC 842, *Leases* (ASC 842「リース」)
ASC 860, *Transfers and Servicing* (ASC 860「譲渡およびサービシング」)
ASC 944, *Financial Services — Insurance* (ASC 944「金融サービス—保険」)
ASC 970, *Real Estate — General* (ASC 970「不動産—一般」)

FASB 会計基準アップデート案

Proposed ASU 2017-310, *Technical Corrections and Improvements to Recently Issued Standards: I. Accounting Standards Update No. 2016-01, Financial Instruments — Overall (Subtopic 825-10): Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities and II. Accounting Standards Update No. 2016-02, Leases (Topic 842)* (ASU案2017-310「最近発行した基準のテクニカルな訂正および改善:1.会計基準アップデート2016-01『金融商品:全体(サブトピック825-10):金融資産および金融負債の認識および測定』ならびに2.会計基準アップデート2016-02『リース(トピック842)』」)

Proposed ASU 2017-280, *Consolidation (Topic 812): Reorganization* (ASU案2017-280「連結(トピック812):再編成」)

Proposed ASU 2017-240, *Consolidation (Topic 810): Targeted Improvements to Related Party Guidance for Variable Interest Entities* (ASU案 2017-240「連結(トピック810):変動持分事業体に関する関連当事者のガイダンスの的を絞った改善」)

Proposed ASU 2017-220, *Compensation — Stock Compensation (Topic 718): Improvements to Nonemployee Share-Based Payment Accounting* (ASU案2017-220「報酬—株式報酬(トピック718):非従業員株式ベースド支払に関する会計処理の改善」)

Proposed ASU 2017-200, *Debt (Topic 470): Simplifying the Classification of Debt in a Classified Balance Sheet (Current Versus Noncurrent)* (ASU案 2017-200「債務(トピック470):分類貸借対照表における債務の分類の簡素化(流動対非流動)」)

Proposed ASU 2016-330, *Financial Services — Insurance (Topic 944): Targeted Improvements to the Accounting for Long-Duration Contracts* (ASU案 2016-330「金融サービス—保険(トピック944):長期契約に関する会計処理の的を絞った改善」)

SECレギュレーションS-X

Rule 3-05, “Financial Statements of Businesses Acquired or to Be Acquired” (規則3-05「取得したまたは取得する事業の財務諸表」)

Rule 3-09, “Separate Financial Statements of Subsidiaries Not Consolidated and 50 Percent or Less Owned Persons” (規則3-09「非連結子会社および50パーセント以下を所有されている者の個別財務諸表」)

Rule 3-14, “Special Instructions for Real Estate Operations to Be Acquired” (規則3-14「取得される不動産事業に関する具体的インストラクション」)

Rule 4-08, “General Notes to Financial Statements” (規則 4-08「財務諸表に対する一般的な注記」)

SEC職員会計公報（SAB）トピック

SAB Topic 11.A, “Operating-Differential Subsidies” (SABトピック11.A「運航費差額補助金」)

SAB Topic 11.M, “Disclosure of the Impact That Recently Issued Accounting Standards Will Have on the Financial Statements of the Registrant When Adopted in a Future Period” (SAB 74) (SABトピック11.M「最近発行された会計基準を将来期間に適用した際に登録会社の財務諸表が受ける影響の開示」(SAB 74))

SAB Topic 13, “Revenue Recognition” (SABトピック13「収益認識」)

SAB 116

国際基準

IFRS 16, *Leases* (IFRS第16号「リース」)

IFRS 15, *Revenue From Contracts With Customers* (IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」)

IAS 36, *Impairment of Assets* (IAS第36号「資産の減損」)

IAS 17, *Leases* (IAS第17号「リース」)

付録D — 略語

略語	用語
AFS	売却可能 (available for sale)
AICPA	米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants)
AOCI	その他の包括利益累計額 (accumulated other comprehensive income)
ASC	FASB会計基準コーディフィケーション (FASB Accounting Standards Codification)
ASU	FASB会計基準アップデート (FASB Accounting Standards Update)
ATM	現金自動預け払い機 (automated teller machine)
CECL	現在予想信用損失 (current expected credit loss)
CTA	累積的換算調整 (cumulative translation adjustment)
DAC	繰延取得コスト (deferred acquisition cost)
DCF	割引後キャッシュ・フロー (discounted cash flow)
DTA	繰延税金資産 (deferred tax asset)
EIR	実効金利 (effective interest rate)
EITF	FASBの発生問題専門委員会 (FASB's Emerging Issues Task Force)
FASB	財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board)
FAQ	よくある質問 (frequently asked question)
GAAP	一般に公正妥当と認められる会計原則 (generally accepted accounting principles)

略語	用語
IAS	国際会計基準 (International Accounting Standard)
IASB	国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board)
IFRS	国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standard)
OCC	通貨監督庁 (米国財務省) (Office of the Comptroller of the Currency (U.S. Department of the Treasury))
OCI	その他の包括利益 (other comprehensive income)
PBE	公開ビジネス事業体 (public business entity)
PCD asset	信用状態が悪化した購入金融資産 (purchased financial asset with credit deterioration)
ROU	使用权 (right-of-use)
SAB	SEC職員会計公報 (SEC Staff Accounting Bulletin)
SEC	米国証券取引委員会 (U.S. Securities and Exchange Commission)
SIFMA	米国証券業金融市場協会 (Securities Industry and Financial Markets Association)
TDR	問題の生じた債務の再編 (troubled debt restructuring)
TRG	移行リソース・グループ (transition resource group)
VIE	変動持分事業体 (variable interest entity)